

令和 3 年 度

# 市 税 概 要



伊 達 市

# 目 次

<b>I 市勢の概要</b>	1
1 プロフィール	2
2 人口・世帯数等	3
3 産業別就業人口割合	3
<b>II 財政の概要</b>	4
1 令和3年度 各会計予算額（当初予算）	5
2 令和3年度 一般会計予算額（当初予算）	5
3 令和3年度 一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初予算）	6
4 令和2年度 一般会計歳入歳出決算額	7
5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合	8
<b>III 市税の概要</b>	9
1 組織及び事務分掌	10
2 採用税率一覧表	11
3 令和3年度 市税予算額（当初予算）	13
4 令和2年度 市税決算状況	14
5 税収入の推移及び財源割合	16
6 徴税费（年度別）	18
7 市民の市税負担額	19
8 市税の減免状況	20
9 電子申告等の状況	21
<b>IV 市民税</b>	23
1 個人市民税の納税義務者	24
2 個人市民税の所得階層別納税義務者	24
3 個人市民税調定額（当初調定）	25
4 個人市民税の給与所得者に係る特別徴収実施率等	25
5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移	26
6 個人市民税所得割の課税状況	27
7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移	29
8 年度別法人数	29

<b>V</b>	<b>固定資産税・都市計画税</b>	30
1	固定資産の所有者	31
2	固定資産税・都市計画税の納税義務者	31
3	固定資産税の評価額	31
4	固定資産税の課税標準額・調定額	31
5	固定資産税調定額（現年課税分）の推移	32
6	都市計画税調定額（現年課税分）の推移	33
7	土地の概要	34
8	家屋の概要	36
9	新增築家屋の状況	38
10	滅失家屋の状況	38
11	償却資産種類別評価額の状況	38
12	国有資産等所在市町村交付金の状況	38
<b>VI</b>	<b>諸 税</b>	39
1	市たばこ税	40
2	入湯税	41
3	軽自動車税	42
4	国民健康保険税	44
<b>VII</b>	<b>収 納</b>	47
1	市税等収納率の状況	48
2	その他収入金の状況	49
3	未収額の状況	49
4	滞納処分の状況	49
5	徴収猶予・減免の状況	50
6	不納欠損額の状況	50
7	口座振替及びコンビニ納付の状況	51
8	督促状の発布状況	53
9	市・道民税の徴収嘱託等の状況	53
<b>VIII</b>	<b>参 考 資 料</b>	54
1	道内市の採用税率一覧	55
2	道内の市別収納率の状況	57
3	伊達市税条例改正等の変遷	60

## I 市勢の概要

- 1 プロフィール
- 2 人口・世帯数等
- 3 産業別就業人口割合

## 1 プロフィール

### (1) 沿革

本市は、現在の宮城県南部に位置する亶理町、亶理伊達家15代当主伊達邦成が率いての集団移住によって開拓されました。移住は1870年（明治3年）から1881年（明治14年）までの間、9回にわたって行われ、総勢約2,700人が移住しました。その後、1900年（明治33年）には伊達村が誕生し、以後、着実な開拓と発展により、1925年（大正14年）に町制施行、1972年（昭和47年）に市制施行となり、2006年（平成18年）には旧大滝村（現伊達市大滝区）と合併し、現在に至っています。一方、大滝区（旧大滝村）の開拓は、1894年（明治27年）に青森県人の永井五郎兵衛が優徳に入植したことが始まりと伝えられ、1896年（明治29年）に鹿児島県人の橋口文蔵により開拓されました。

気候は、日本海から津軽海峡を通過する対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖であり、初雪も11月と遅く降雪量も少ないことから「北の湘南」と称されています。一方、内陸に位置する大滝区は、寒さが厳しく最深積雪が100cmを上回ります。

産業面では第1次産業を柱に、農業は種類豊富な野菜が中心で「伊達野菜」の名でブランド化が展開され、高糖度のトマトや越冬玉ねぎの生産等、新たな取り組みも行っています。一方、大滝区は長芋やアロニア（小果実）の栽培等、付加価値の高い作物の生産に力を入れています。観光では、大滝区の変化に富んだ丘陵と森に囲まれている地形は、絶好のクロスカントリーコースとして愛好者が多く、スキーマラソンやノルディックウォーキングなどが開催されているほか、湯量豊富な「北湯沢温泉郷」には多くの観光客が訪れています。

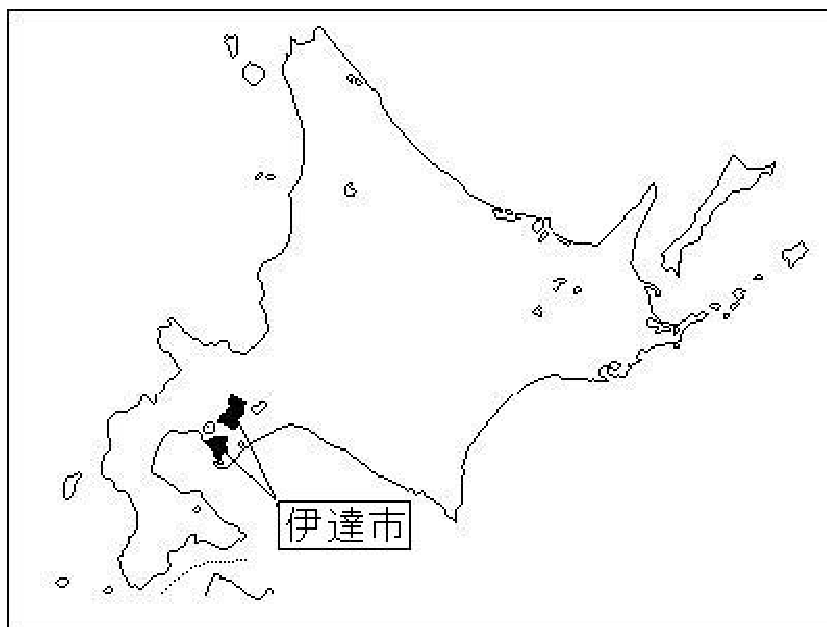
また1968年（昭和43年）に北海道が知的障がい者総合援護施設を開設したことを契機に、授産施設やグループホームの開設が相次ぎ、関連の就業者も多く、「福祉のまち」として、街中居住による市民との共生社会が実践されています。

### (2) 位置

本市は北海道の中央南西部、噴火湾（内浦湾）に面し、道都である札幌市と函館市の間に位置します。伊達地域と大滝区は壮瞥町を挟み、東は登別市・白老町・千歳市、西は喜茂別町・留寿都村・洞爺湖町、南は室蘭市、北は札幌市と接しています。

### (3) 面積

444.2 Km<sup>2</sup>

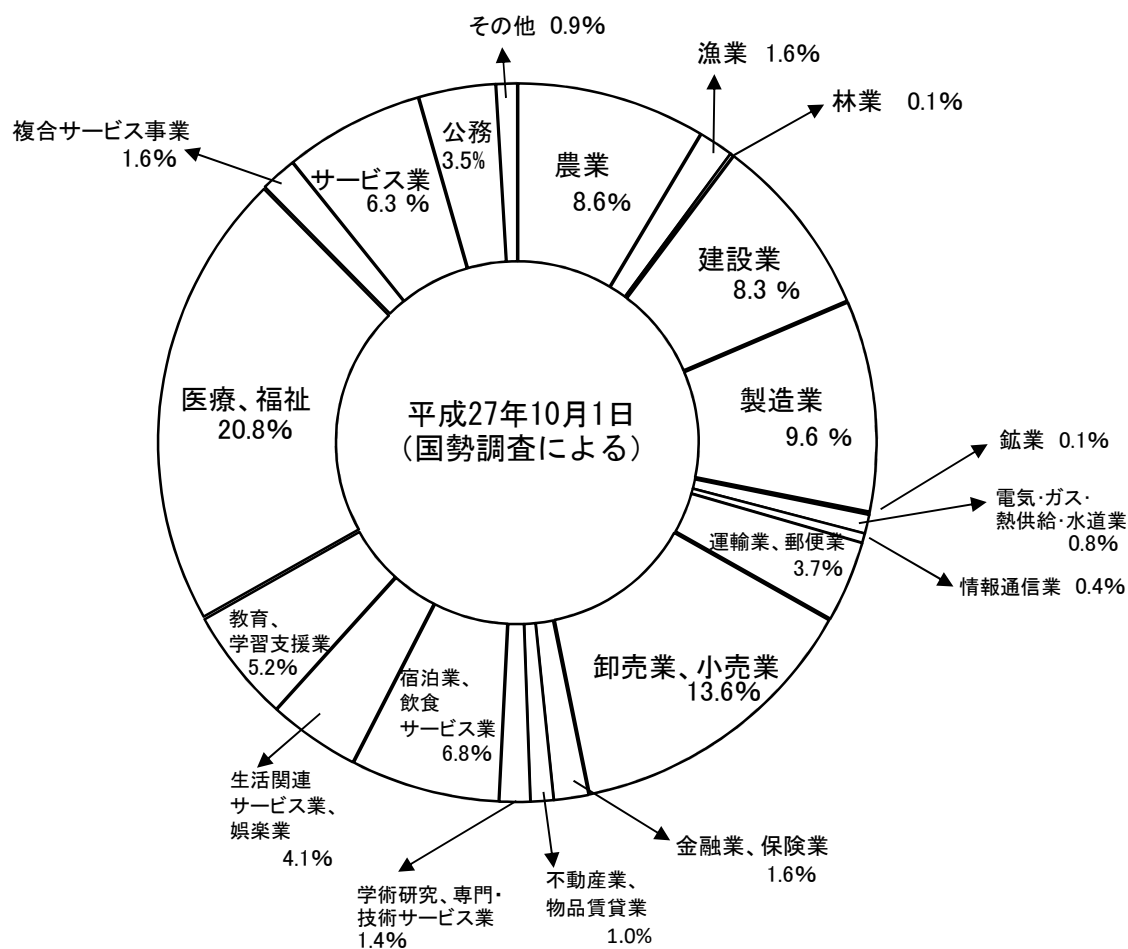


## 2 人口・世帯数等

区 分	年 度				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口 (人)	34,871	34,579	34,083	33,656	33,209
世 帯 数 (世帯)	17,828	17,920	17,871	17,831	17,805
面 積 (km <sup>2</sup> )	444.2	444.2	444.2	444.2	444.2
1 km <sup>2</sup> 当 たり 人 口 (人)	79	78	77	76	75
1 km <sup>2</sup> 当 たり 世 帯 数 (世帯)	40.1	40.3	40.2	40.1	40.1
税 務 職 員 数 (人)	22	22	22	22	22
税務職員1人当たり人口(人)	1,585	1,572	1,549	1,530	1,510

※各年度3月31日現在

## 3 産業別就業人口割合



## Ⅱ 財政の概要

- 1 令和3年度 各会計予算額（当初予算）
- 2 令和3年度 一般会計予算額（当初予算）
- 3 令和3年度  
一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初予算）
- 4 令和2年度 一般会計歳入歳出決算額
- 5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合

1 令和3年度 各会計予算額（当初予算）

（単位：千円・％）

会 計 名		本 年 度	前年度（当初）	比 較 増 減	伸 び 率
一 般 会 計		18,215,664	18,724,488	△ 508,824	△ 2.7
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,335,154	4,464,119	△ 128,965	△ 2.9
	介 護 保 険	3,568,034	3,927,636	△ 359,602	△ 9.2
	霊 園	3,371	2,984	387	13.0
	後 期 高 齢 者 医 療	639,862	637,874	1,988	0.3
	計	8,546,421	9,032,613	△ 486,192	△ 5.4
合 計		26,762,085	27,757,101	△ 995,016	△ 3.6

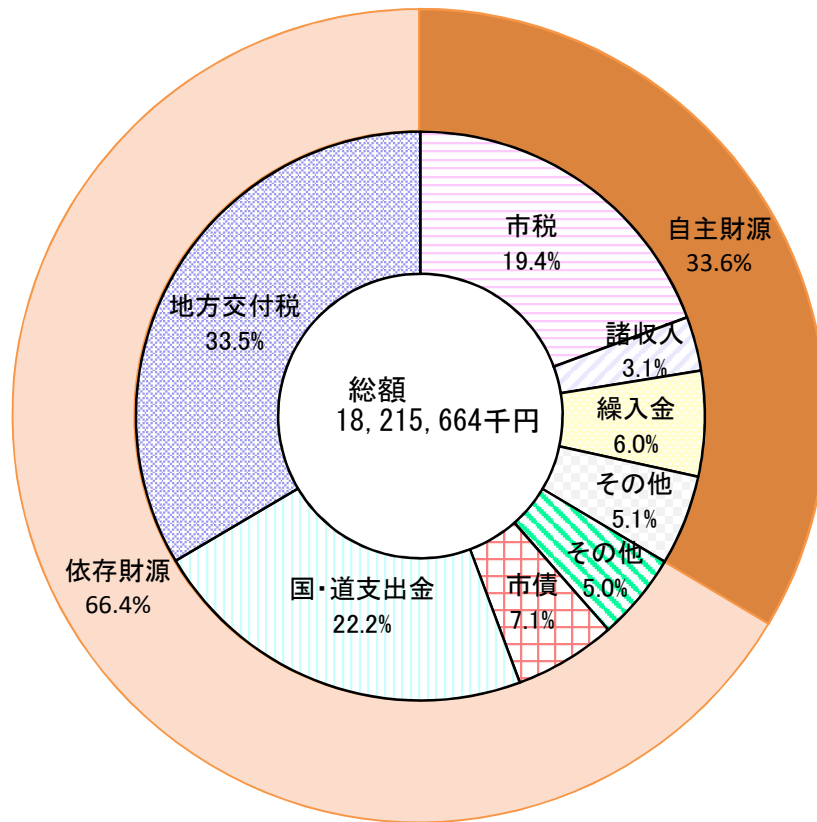
2 令和3年度 一般会計予算額（当初予算）

（単位：千円・％）

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構 成 比	科 目	予 算 額	構 成 比
市 税	3,525,454	19.4	議 会 費	144,479	0.8
地 方 譲 与 税	191,426	1.0	総 務 費	4,584,586	25.1
利 子 割 交 付 金	2,000	0.0	民 生 費	5,038,469	27.6
配 当 割 交 付 金	7,000	0.0	衛 生 費	691,054	3.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000	0.0	労 働 費	19,934	0.1
法 人 事 業 税 交 付 金	13,000	0.1	農 林 水 産 業 費	430,120	2.4
地 方 消 費 税 交 付 金	650,000	3.6	商 工 費	164,443	0.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,000	0.0	土 木 費	1,584,229	8.7
環 境 性 能 割 交 付 金	11,000	0.1	教 育 費	1,682,605	9.2
地 方 特 例 交 付 金	15,000	0.1	公 債 費	2,249,983	12.3
地 方 交 付 税	6,100,000	33.5	諸 支 出 金	1,611,762	8.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0	予 備 費	50,000	0.3
分 担 金 及 び 負 担 金	150,558	0.8			
使 用 料 及 び 手 数 料	531,259	2.9			
国 庫 支 出 金	2,786,519	15.3			
道 支 出 金	1,256,389	6.9			
財 産 収 入	113,262	0.6			
寄 附 金	90,201	0.5			
繰 入 金	1,091,060	6.0			
繰 越 金	50,000	0.3			
諸 収 入	560,636	3.1			
市 債	1,056,900	5.8			
歳 入 合 計	18,215,664		歳 出 合 計	18,251,664	



### 3 令和3年度 一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初予算）



（単位：千円）

自主財源		依存財源		合計
市税	3,525,454	地方交付税	6,100,000	/
諸収入	560,636	国・道支出金	4,042,908	
繰入金	1,091,060	市債	1,056,900	
その他	935,280	その他	903,426	
計	6,112,430	計	12,103,234	

※自主財源・その他…分担金負担金、使用料手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金

※依存財源・その他…地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

#### 4 令和2年度 一般会計歳入歳出決算額

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算との比較
歳 入 合 計	24,001,789	22,958,561	△ 1,043,228
1 市 税	3,819,941	3,955,148	135,207
2 地 方 譲 与 税	201,425	206,724	5,299
3 利 子 割 交 付 金	3,000	3,057	57
4 配 当 割 交 付 金	7,000	7,380	380
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000	8,969	3,969
6 地 方 消 費 税 交 付 金	781,500	781,500	0
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,000	6,720	1,720
8 環 境 性 能 割 交 付 金	17,000	14,056	△ 2,944
9 地 方 特 例 交 付 金	26,849	26,849	0
10 地 方 交 付 税	6,535,314	6,535,314	0
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	4,674	674
12 分 担 金 及 び 負 担 金	145,667	136,622	△ 9,045
13 使 用 料 及 び 手 数 料	506,137	489,653	△ 16,484
14 国 庫 支 出 金	7,424,677	6,816,181	△ 608,496
15 道 支 出 金	1,405,269	1,255,328	△ 149,941
16 財 産 収 入	149,731	186,521	36,790
17 寄 附 金	102,257	85,726	△ 16,531
18 繰 入 金	286,017	97,212	△ 188,805
19 繰 越 金	212,604	212,604	0
20 諸 収 入	723,951	713,476	△ 10,475
21 市 債	1,626,124	1,398,448	△ 227,676
22 法 人 事 業 税 交 付 金	13,326	16,399	3,073
歳 出 合 計	24,001,789	22,121,847	△ 1,879,942
1 議 会 費	138,021	134,333	△ 3,688
2 総 務 費	5,229,360	4,720,225	△ 509,135
3 民 生 費	4,925,818	4,779,495	△ 146,323
4 衛 生 費	1,127,697	1,050,927	△ 76,770
5 労 働 費	19,415	19,329	△ 86
6 農 林 水 産 業 費	660,563	396,613	△ 263,950
7 商 工 費	179,789	155,656	△ 24,133
8 土 木 費	1,262,389	1,105,178	△ 157,211
9 教 育 費	1,869,664	1,694,887	△ 174,777
10 公 債 費	2,156,347	2,155,884	△ 463
11 諸 支 出 金	1,671,994	1,512,997	△ 158,997
12 予 備 費	38,666	0	△ 38,666
13 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	4,722,066	4,396,322	△ 325,744

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

## 5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合

(単位：千円・%)

区 分	令和元年度	構成比	前年比	令和2年度	構成比	前年比
歳入合計	18,125,697		99.6	22,958,561		126.7
市 税	3,989,173	22.0	99.5	3,955,148	17.2	99.1
地方譲与税	202,945	1.1	101.7	206,724	0.9	101.9
地方消費税交付金	635,056	3.5	94.6	781,500	3.4	123.1
地方交付税	6,436,747	35.5	101.2	6,535,314	28.5	101.5
国庫支出金・道支出金	3,707,057	20.5	99.3	8,071,509	35.2	217.7
繰越金	376,748	2.1	67.1	212,604	0.9	56.4
市 債	1,026,640	5.7	80.4	1,398,448	6.1	136.2
その他	1,751,330	9.7	126.5	1,797,314	7.8	102.6
歳出合計	17,913,093		100.6	22,121,847		123.5
議会費	137,039	0.8	98.6	134,333	0.6	98.0
総務費	4,678,971	26.1	102.6	4,720,225	21.3	100.9
民生費	4,825,899	26.9	104.5	4,779,495	21.6	99.0
衛生費	1,064,279	5.9	150.2	1,050,927	4.8	98.7
労働費	18,824	0.1	97.9	19,329	0.1	102.7
農林水産業費	501,895	2.8	101.6	396,613	1.8	79.0
商工費	140,037	0.8	91.2	155,656	0.7	111.2
土木費	816,958	4.6	64.0	1,105,178	5.0	135.3
教育費	1,987,417	11.1	108.6	1,694,887	7.7	85.3
公債費	2,157,742	12.0	97.2	2,155,884	9.7	99.9
諸支出金	1,584,032	8.8	103.0	1,512,997	6.8	95.5
予備費	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
新型コロナウイルス感染症対策費	—	—	—	4,396,322	19.9	皆増
財政力指数	0.393	—	—	0.393	—	—
経常収支比率	88.7%	—	—	87.4%	—	—
実質公債費比率	5.6%	—	—	4.8%	—	—
将来負担比率	—	—	—	—	—	—

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

### Ⅲ 市税の概要

- 1 組織及び事務分掌
- 2 採用税率一覧表
- 3 令和3年度 市税予算額（当初予算）
- 4 令和2年度 市税決算状況
- 5 税収入の推移及び財源割合
- 6 徴税費（年度別）
- 7 市民の市税負担額
- 8 市税の減免状況
- 9 電子申告等の状況

## 1 組織及び事務分掌

部	課	係(人員)	事務分掌
企画財政部	税務課 (18)	市民税係 (5)	1 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課関係事務の総合調整に関する事 2 個人市民税及び個人道民税の賦課に関する事 3 法人市民税の賦課に関する事 4 市たばこ税の賦課に関する事 5 入湯税の賦課に関する事
		資産税係 (4)	6 固定資産税の賦課に関する事 7 軽自動車税の賦課に関する事 8 都市計画税の賦課に関する事
		管理係 (2)	9 個人道民税徴収取扱費に関する事 10 口座振替納税に関する事 11 市税(国民健康保険税を除く。)の消込み及び収入原簿の整理保管に関する事 12 市税(国民健康保険税を除く。)に関する証明に関する事 13 課に属する税制調査及び税務統計に関する事
	収納対策室 (6)	納税係 (5)	14 市税の徴収関係事務の総合調整に関する事 15 納税の督促に関する事 16 納税の猶予に関する事 17 滞納処分及び執行停止に関する事 18 不納欠損処分に関する事 19 市税(国民健康保険税を除く。)の督促状発付に関する事 20 徴収の嘱託及び受託に関する事 21 納税意識の啓発に関する事
大滝総合支所	地域振興課 (5)	地域住民係 (4)	1 市税に関する事

※人員は令和3年4月1日現在

## 2 採用税率一覧表

税目	区分		標準税率	制限税率	採用税率	
市民税	個人	均等割	3,500円	-円	3,500円	
		所得割	6.0%	-%	6.0%	
	法人	均等割	法第312条第1項第1号の法人	50,000円	60,000円	60,000円
			法第312条第1項第2号の法人	120,000円	144,000円	144,000円
			法第312条第1項第3号の法人	130,000円	156,000円	156,000円
			法第312条第1項第4号の法人	150,000円	180,000円	180,000円
			法第312条第1項第5号の法人	160,000円	192,000円	192,000円
			法第312条第1項第6号の法人	400,000円	480,000円	480,000円
			法第312条第1項第7号の法人	410,000円	492,000円	492,000円
			法第312条第1項第8号の法人	1,750,000円	2,100,000円	2,100,000円
			法第312条第1項第9号の法人	3,000,000円	3,600,000円	3,600,000円
		法人税割	令和元年9月30日までに開始した事業年度	9.7%	12.1%	12.1%
法人税割	令和元年10月1日以降に開始する事業年度	6.0%	8.4%	8.4%		
固定資産税			1.4%	-%	1.4%	
都市計画税			-%	0.3%	0.3%	
鉱産税	月産200万円を超える		1.0%	1.2%	1.0%	
	月産200万円以下		0.7%	0.9%	0.7%	
市たばこ税	千本につき		6,122円	-円	6,122円	
入湯税	一般入湯客	日帰り	150円	-円	50円	
		宿泊 (1泊につき)			300円	
		宿泊 (1泊の宿泊料金が6,000円を超え、かつ総客室数が20室を超える施設以外の場合、1泊につき)			150円	
	修学旅行の学生 (高校生以上)	日帰り			40円	
		宿泊 (1泊につき)			80円	
	湯治客	宿泊 (1泊につき)			50円	

※令和3年4月1日現在

税 目	区 分		標 準 税 率	制 限 税 率	採 用 税 率		
軽自動車税	環 境 性 能 割	電気自動車等	自家用	非課税	－ %	非課税	
			営業用	非課税	－ %	非課税	
		★★★★ (4つ星) かつ 令和2年度燃費基準 +10%達成車	自家用	非課税	－ %	非課税	
			営業用	非課税	－ %	非課税	
		★★★★ (4つ星) かつ 令和2年度燃費基準 達成車	自家用	1.0 %	－ %	1.0 %	
			営業用	0.5 %	－ %	0.5 %	
		★★★★ (4つ星) かつ 平成27年度燃費基準 +10%達成車	自家用	2.0 %	－ %	2.0 %	
			営業用	1.0 %	－ %	1.0 %	
		上記以外の車	自家用	2.0 %	－ %	2.0 %	
			営業用	2.0 %	－ %	2.0 %	
	種 別 割	原 動 機 付 自 転 車	総排気量50cc以下		年額 2,000 円	年額 3,000 円	年額 2,000 円
			〃 50cc超90cc以下		年額 2,000 円	年額 3,000 円	年額 2,000 円
			〃 90cc超125cc以下		年額 2,400 円	年額 3,600 円	年額 2,400 円
			三 輪 以 上 の も の		年額 3,700 円	年額 5,550 円	年額 3,700 円
		軽 自 動 車	二 輪 総排気量125cc超250cc以下		年額 3,600 円	年額 5,400 円	年額 3,600 円
			三 輪		年額 3,900 円	年額 5,850 円	年額 3,900 円
			四輪乗用	自家用	年額 10,800 円	年額 16,200 円	年額 10,800 円
				営業用	年額 6,900 円	年額 10,350 円	年額 6,900 円
			四輪貨物	自家用	年額 5,000 円	年額 7,500 円	年額 5,000 円
				営業用	年額 3,800 円	年額 5,700 円	年額 3,800 円
専ら雪上を走行するもの		年額 3,000 円	年額 4,500 円	年額 3,000 円			
小型 特殊 自動車	農 耕 作 業 用		年額 2,400 円	年額 3,600 円	年額 2,400 円		
	そ の 他		年額 5,900 円	年額 8,850 円	年額 5,900 円		
二 輪 の 小 型 自 動 車		年額 6,000 円	年額 9,000 円	年額 6,000 円			

※軽自動車税の環境性能割は、令和3年12月31日までに取得した軽自動車(自家用の乗用車)に限り臨時的軽減税率(環境性能割税率の1%軽減)の適用あり

※軽自動車税の種別割は、三輪以上で燃費性能の優れた車両が軽減特例、また最初の登録から13年を超えた軽四輪車が重課の適用あり

### 3 令和3年度 市税予算額（当初予算）

（単位：千円・％）

年度 税目	令和2年度		令和3年度		比較増減	
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	(B)－(A)	(B)／(A)
市税合計	3,816,922		3,525,454		△ 291,468	92.4
現年課税分	3,798,713	99.6	3,506,331	99.5	△ 292,382	92.3
滞納繰越分	18,209	0.4	19,123	0.5	914	105.0
市民税	1,542,020	40.4	1,491,254	42.3	△ 50,766	96.7
個人	1,326,670	34.8	1,311,777	37.2	△ 14,893	98.9
均等割	55,703	1.5	55,531	1.5	△ 172	99.7
所得割	1,261,895	33.1	1,247,487	35.4	△ 14,408	98.9
滞納繰越分	9,072	0.2	8,759	0.3	△ 313	96.5
法人	215,350	5.6	179,477	5.1	△ 35,873	83.3
均等割	101,845	2.7	98,765	2.8	△ 3,080	97.0
法人税割	113,051	2.9	79,617	2.3	△ 33,434	70.4
滞納繰越分	454	0.0	1,095	0.0	641	241.2
固定資産税	1,643,706	43.1	1,404,573	39.8	△ 239,133	85.5
固定資産税	1,627,429	42.7	1,388,005	39.3	△ 239,424	85.3
土地	400,871	10.5	389,420	11.0	△ 11,451	97.1
家屋	804,945	21.1	662,953	18.8	△ 141,992	82.4
償却資産	414,297	10.9	327,866	9.3	△ 86,431	79.1
滞納繰越分	7,316	0.2	7,766	0.2	450	106.2
国有資産等所在市 交付金	16,277	0.4	16,568	0.5	291	101.8
軽自動車税	82,293	2.1	81,921	2.3	△ 372	99.5
環境性能割	4,170	0.1	2,673	0.1	△ 1,497	64.1
種別割	78,123	2.0	79,248	2.2	1,125	101.4
現年課税分	77,576	2.0	78,753	2.2	1,177	101.5
滞納繰越分	547	0.0	495	0.0	△ 52	90.5
市たばこ税	289,460	7.6	291,473	8.3	2,013	100.7
入湯税	32,964	0.9	45,000	1.3	12,036	136.5
都市計画税	226,479	5.9	211,233	6.0	△ 15,246	93.3
土地	103,564	2.7	100,594	2.9	△ 2,970	97.1
家屋	122,095	3.2	109,631	3.1	△ 12,464	89.8
滞納繰越分	820	0.0	1,008	0.0	188	122.9



#### 4 令和2年度 市税決算状況

##### (1) 決算額

(単位:千円・%)

税目	区分	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額
市税合計		3,819,941	4,034,128	3,955,148	6,190	73,021	98.0	231
	現年課税分	3,801,732	3,959,436	3,931,183	2,398	26,086	99.3	231
	滞納繰越分	18,209	74,692	23,965	3,792	46,935	32.1	
市民税		1,542,020	1,680,022	1,649,629	2,088	28,527	98.2	222
	個人	1,326,670	1,446,766	1,418,434	1,871	26,683	98.0	222
	現年課税分	1,317,598	1,414,383	1,405,031	3	9,571	99.3	222
	滞納繰越分	9,072	32,383	13,403	1,868	17,112	41.4	
	法人	215,350	233,256	231,195	217	1,844	99.1	
	現年課税分	214,896	231,945	230,904		1,041	99.6	
	滞納繰越分	454	1,311	291	217	803	22.2	
固定資産税		1,643,706	1,723,821	1,681,995	3,543	38,291	97.6	8
	固定資産税	1,627,429	1,707,544	1,665,718	3,543	38,291	97.6	8
	現年課税分	1,620,113	1,672,603	1,657,291	2,100	13,220	99.1	8
	滞納繰越分	7,316	34,941	8,427	1,443	25,071	24.1	
	国有資産等所在市交付金	16,277	16,277	16,277			100.0	
軽自動車税		80,923	87,006	85,276	111	1,619	98.0	
	環境性能割	2,800	2,987	2,987			100.0	
	種別割	78,123	84,019	82,289	111	1,619	97.9	
	現年課税分	77,576	81,813	81,374	6	433	99.5	
	滞納繰越分	547	2,206	915	105	1,186	41.5	
市たばこ税		289,460	283,653	283,653			100.0	
入湯税		37,353	25,462	25,462			100.0	
都市計画税		226,479	234,164	229,133	448	4,584	97.9	1
	現年課税分	225,659	230,313	228,204	289	1,821	99.1	1
	滞納繰越分	820	3,851	929	159	2,763	24.1	

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

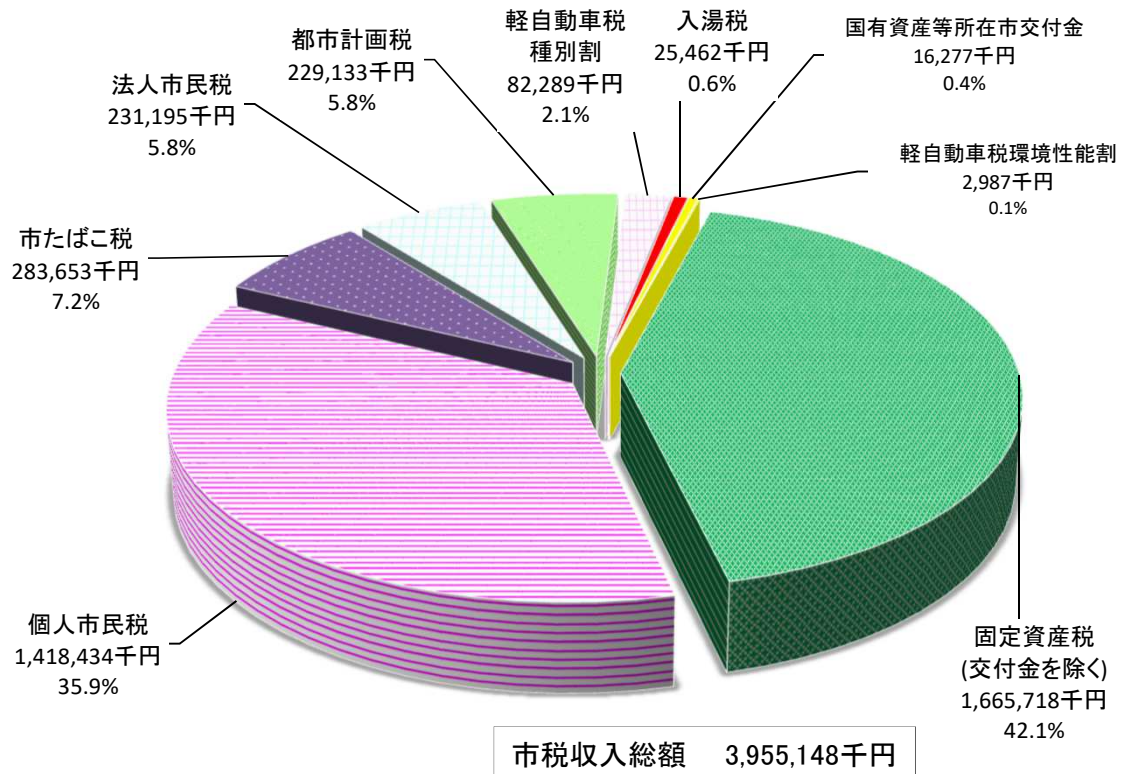
## (2) 決算額の内訳

(単位：千円・%)

区 分		年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
		調 定 額	収 入 額	収 納 率	調 定 額	収 入 額	収 納 率		
総 計	現 年 度 分		3,989,705	3,965,782	99.4	3,959,436	3,931,183	99.3	
	滞 納 繰 越 分		82,285	23,392	28.4	74,692	23,965	32.1	
	合 計		4,071,989	3,989,173	98.0	4,034,128	3,955,148	98.0	
市 民 税	現 年 度 分	個 人	均 等 割	57,087	56,678	99.3	57,218	56,839	99.3
			所 得 割	1,357,633	1,347,905	99.3	1,357,165	1,348,192	99.3
			計	1,414,720	1,404,584	99.3	1,414,383	1,405,031	99.3
		法 人	均 等 割	106,270	105,910	99.7	103,331	102,466	99.2
			法 人 税 割	137,605	137,594	100.0	128,614	128,438	99.9
			計	243,875	243,504	99.8	231,945	230,904	99.6
	小 計		1,658,595	1,648,087	99.4	1,646,328	1,635,935	99.4	
	滞 繰 分	個 人	36,097	12,488	34.6	32,383	13,403	41.4	
		法 人	1,796	525	29.2	1,311	291	22.2	
		小 計	37,893	13,013	34.3	33,694	13,694	40.6	
	合 計		1,696,487	1,661,100	97.9	1,680,022	1,649,629	98.2	
	固 定 資 産 税	現 年 度 分	純 固 定 資 産 税	土 地	402,460	399,762	99.3	404,101	400,401
家 屋				821,690	816,181	99.3	828,775	821,188	99.1
償 却 資 産				452,768	449,732	99.3	439,727	435,702	99.1
計				1,676,918	1,665,676	99.3	1,672,603	1,657,291	99.1
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金		15,892	15,892	100.0	16,277	16,277	100.0		
滞 納 繰 越 分		38,236	8,873	23.2	34,941	8,427	24.1		
合 計		1,731,046	1,690,441	97.7	1,723,821	1,681,995	97.6		
軽 自 動 車 税	現 年 度 分	環 境 性 能 割	462	462	100.0	2,987	2,987	100.0	
		種 別 割	79,958	79,318	99.2	81,813	81,374	99.5	
		小 計	80,419	79,779	99.2	84,800	84,361	99.5	
	滞 繰 分	種 別 割	2,296	610	26.6	2,206	915	41.5	
	合 計		82,715	80,389	97.2	87,006	85,276	98.0	
市 た ば こ 税		295,077	295,077	100.0	283,653	283,653	100.0		
入 湯 税		34,115	34,115	100.0	25,462	25,462	100.0		
都 市 計 画 税	現 年 度 分	土 地	105,197	104,492	99.3	105,023	104,061	99.1	
		家 屋	123,492	122,665	99.3	125,290	124,143	99.1	
		小 計	228,690	227,156	99.3	230,313	228,204	99.1	
	滞 納 繰 越 分		3,860	896	23.2	3,851	929	24.1	
	合 計		232,550	228,052	98.1	234,164	229,133	97.9	

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

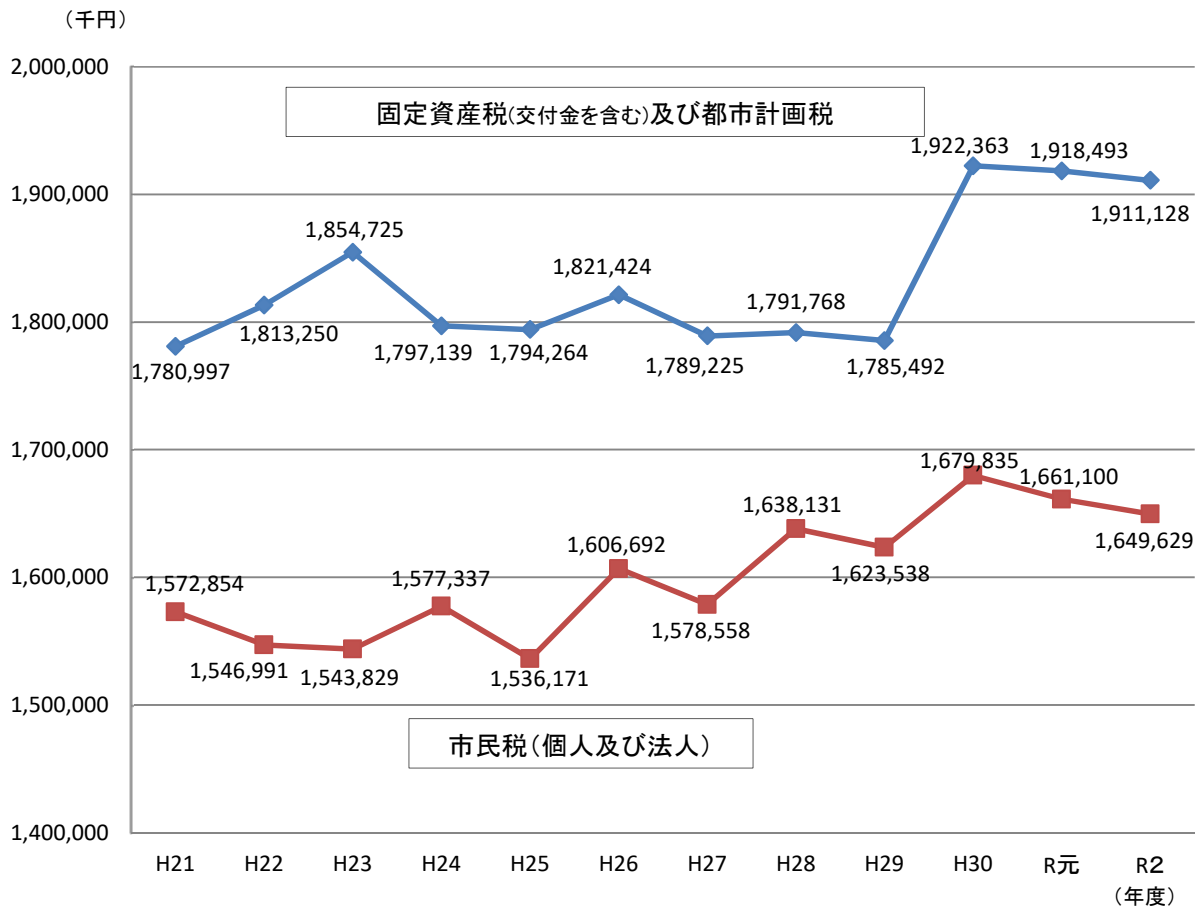
(3) 令和2年度 市税決算額の税目別割合



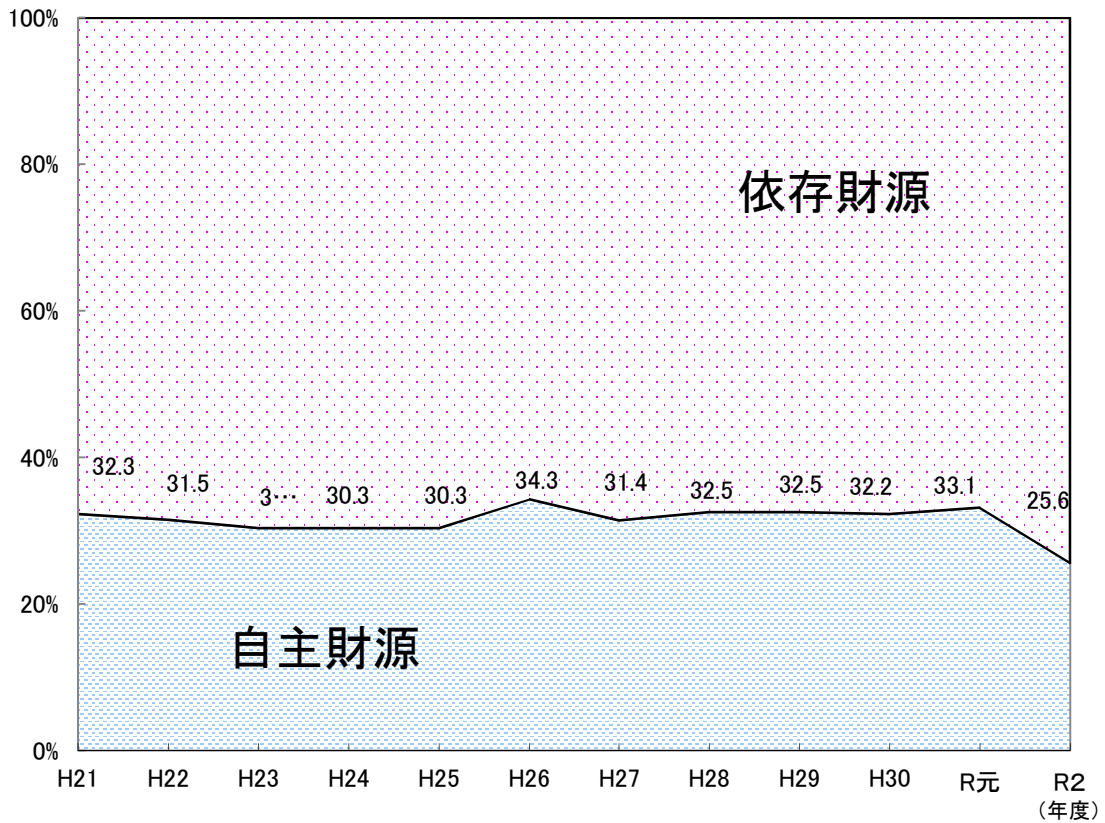
※端数処理上、総額と内訳の数値が一致しない場合があります。

5 税収入の推移及び財源割合

(1) 基幹税目の税収の推移



(2) 歳入決算に占める市税等自主財源の割合



(単位：百万円・%)

年度	区分	自主財源			依存財源					合計
		市税	諸収入 その他	計	地方 交付税	国・道 支出金	市債	その他	計	
H28	金額	3,855	2,211	6,066	6,379	3,922	1,428	893	12,622	18,688
	構成比	20.6	11.8	32.5	34.1	21.0	7.6	4.8	67.5	100.0
	前年比	98.2	73.6	88.1	99.2	95.4	103.2	142.0	100.8	96.4
H29	金額	3,820	3,062	6,882	6,269	3,813	3,229	958	14,268	21,150
	構成比	18.1	14.5	32.5	29.6	18.0	15.3	4.5	67.5	100.0
	前年比	99.1	138.5	113.4	98.3	97.2	226.1	107.2	113.0	113.2
H30	金額	4,008	1,855	5,863	6,358	3,732	1,276	961	12,327	18,190
	構成比	22.0	10.2	32.2	35.0	20.5	7.0	5.3	67.8	100.0
	前年比	104.9	60.6	85.2	101.4	97.9	39.5	100.4	86.4	86.0
R元	金額	3,989	2,014	6,003	6,437	3,707	1,027	952	12,122	18,126
	構成比	22.0	11.1	33.1	35.5	20.5	5.7	5.3	66.9	100.0
	前年比	99.5	108.6	102.4	101.2	99.3	80.4	99.0	98.3	99.6
R2	金額	3,955	1,922	5,877	6,535	8,072	1,398	1,076	17,082	22,959
	構成比	17.2	8.4	25.6	28.5	35.2	6.1	4.6	74.4	100.0
	前年比	99.1	95.4	97.9	101.5	217.7	136.2	113.1	140.9	126.7

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

## 6 徴税費(年度別)

(単位：千円・%・人)

区 分		年 度					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
税 収 入 額	(1) 市 税	3,855,483	3,819,773	4,008,220	3,989,173	3,955,148	
	(2) 個人道民税	932,383	920,375	927,127	931,393	932,298	
	(3) 合 計	4,787,866	4,740,148	4,935,347	4,920,566	4,887,446	
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	57,921	60,738	60,607	55,064	56,327
		(5) 諸 手 当	45,039	46,437	47,686	41,770	42,972
		ア 超過勤務手当	3,346	3,835	3,476	3,687	3,162
		イ 税務特別手当	73	59	82	54	40
		ウ その他の手当	41,620	42,543	44,128	38,029	39,770
		(6) そ の 他	18,444	20,395	20,747	18,292	18,933
		(7) 小 計	121,404	127,570	129,040	115,126	118,232
	需 用 費	(8) 旅 費	221	292	410	410	41
		(9) 賃金・報酬 <sup>(注)</sup>	3,643	4,743	4,164	4,213	5,815
		(10) そ の 他	16,967	12,360	5,660	5,981	5,427
		(11) 小 計	20,831	17,395	10,234	10,604	11,283
	そ の 他	(12) そ の 他	—	—	—	—	—
	合 計	(13)	142,235	144,965	139,274	125,730	129,515
道 税 徴 収 金 委 託 金	(14) 納 税 義 務 割	49,125	48,750	48,870	48,816	48,939	
	(15) 納 税 実 績 割	45	17	17	2	0	
	(16) そ の 他	3,606	1,869	1,939	1,508	2,109	
	(17) 合 計	52,776	50,636	50,826	50,326	51,048	
(13) - (17)	(18)	89,459	94,329	88,448	75,404	78,467	
税 収 入 額 対 する 徴 税 費 の 割 合	(13) ÷ (3)	3.0	3.1	2.8	2.6	2.6	
	(18) ÷ (1)	2.3	2.5	2.2	1.9	2.0	
徴 税 職 員 数	吏 員 発 令 数	22	22	22	22	22	

(注)平成28年度から令和元年度は臨時職員賃金、令和2年度は「会計年度任用職員制度」の施行に伴い報酬にて計上  
 ※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」及び「地方財政状況調査(決算統計)」による。

## 7 市民の市税負担額

区 分		年 度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口 (人)		34,871	34,579	34,083	33,656	33,209
世 帯 数 (世帯)		17,828	17,920	17,871	17,831	17,805
個 人 市 民 税	税 額 (千円)	1,416,004	1,395,246	1,405,652	1,414,720	1,414,383
	1人当たり負担額 (円)	40,607	40,350	41,242	42,035	42,590
	前年比 (%)	104.7	99.4	102.2	101.9	101.3
	1世帯当たり負担額 (円)	79,426	77,860	78,655	79,340	79,437
	前年比 (%)	103.7	98.0	101.0	100.9	100.1
固 定 資 産 税	税 額 (千円)	1,611,386	1,611,299	1,675,741	1,676,918	1,672,603
	1人当たり負担額 (円)	46,210	46,598	49,166	49,825	50,366
	前年比 (%)	101.1	100.8	105.5	101.3	101.1
	1世帯当たり負担額 (円)	90,385	89,916	93,769	94,045	93,940
	前年比 (%)	100.1	99.5	104.3	100.3	99.9
そ の 他 の 市 税	税 額 (千円)	817,191	804,800	917,831	898,069	872,450
	1人当たり負担額 (円)	23,435	23,274	26,929	26,684	26,271
	前年比 (%)	103.6	99.3	115.7	99.1	98.5
	1世帯当たり負担額 (円)	45,838	44,911	51,359	50,366	49,000
	前年比 (%)	102.6	98.0	114.4	98.1	97.3
市 税 合 計	税 額 (千円)	3,844,581	3,811,345	3,999,224	3,989,705	3,959,436
	1人当たり負担額 (円)	110,252	110,221	117,338	118,544	119,228
	前年比 (%)	102.9	100.0	106.5	101.0	100.6
	1世帯当たり負担額 (円)	215,648	212,687	223,783	223,751	222,378
	前年比 (%)	101.9	98.6	105.2	100.0	99.4

※人口・世帯数は各年度の3月31日現在

※税額は現年課税分調定額

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

## 8 市税の減免状況

(単位；人・千円)

税目区分・根拠規定			年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			申請数	減免額					
市 民 税	個人	第51条第1項 第1号 (生保減免)	申請数	4	4	5	2	6	
			減免額	47	166	144	102	186	
	法人	第51条第1項 第4号(公益)・ 第5号(非収益)	申請数	8	8	8	8	9	
			減免額	480	480	480	480	540	
	小 計		申請数	12	12	13	10	15	
			減免額	527	646	624	582	726	
構成比		(%)	11.4	13.0	13.4	12.3	13.6		
固定資産税 及び 都市計画税	第71条第1項 第1号(生保減免)	申請数	27	24	29	30	38		
		減免額	426	354	395	433	813		
	第71条第1項 第2号(公益減免)	申請数	1	1	1	1	1		
		減免額	1,778	1,778	1,795	1,795	1,795		
	第71条第1項 第3号(災害減免)	申請数		1					
		減免額		226					
	第71条第1項 第4号(特別減免)	申請数	2	2	2	2	2		
		減免額	531	531	519	519	519		
	小 計		申請数	30	28	32	33	41	
			減免額	2,735	2,889	2,709	2,747	3,127	
構成比		(%)	59.4	58.2	58.0	57.9	58.5		
軽自動車税	第90条第1項 第1号(身障等減免)	申請数	176	175	165	166	166		
		減免額	1,344	1,431	1,339	1,416	1,491		
	構成比		(%)	29.2	28.8	28.7	29.8	27.9	
市 税 合 計			申請数	218	215	210	209	222	
			減免額	4,606	4,966	4,672	4,745	5,344	
前年比			(%)	99.6	107.8	94.1	101.6	112.6	

9 電子申告等の状況

区 分		年 度	平成 28 年度				平成 29 年度			
			電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計
個人市民税	給与支払報告書の提出受理数	件数	4,945	1,485	14,389	20,819	5,698	1,415	13,858	20,971
		利用率	23.8	7.2	69.1	100.1	27.2	6.7	66.1	100.0
		前年比	126.1	115.0	77.7	87.7	115.2	95.3	96.3	100.7
	公的年金等支払報告書の提出受理数	件数	17,805		37	17,842	17,998		10	18,008
		利用率	99.8	—	0.2	100.0	99.9	—	0.1	100.0
		前年比	101.3	—	33.6	100.9	101.1	—	27.0	100.9
法人市民税	申告受理数	件数	661		446	1,107	697		396	1,093
		利用率	59.7	—	40.3	100.0	63.8	—	36.2	100.0
		前年比	131.9	—	88.3	110.0	105.4	—	88.8	98.7
固定資産税	償却資産申告受理数	件数	290		1,123	1,413	334		1,077	1,411
		利用率	20.5	—	79.5	100.0	23.7	—	76.3	100.0
		前年比	181.3	—	90.1	100.4	115.2	—	95.9	99.9
合 計	件数	23,701	1,485	15,995	41,181	24,727	1,415	15,341	41,483	
	eLTAX利用率	57.6	3.6	38.8	100.0	59.6	3.4	37.0	100.0	
	前年比	107.0	115.0	78.5	94.0	104.3	95.3	95.9	100.7	

※電子申告等には eL T A X（地方税ポータルシステム）利用による電子申告及び電子的提出を含む。



(単位：件・%)

平成 30 年度				令和 元 年度				令和 2 年度			
電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計
5,480	1,296	14,933	21,709	5,992	1,231	12,943	20,166	7,247	2,473	10,205	19,925
25.2	6.0	68.8	100.0	29.7	6.1	64.2	100.0	36.4	12.4	51.2	100.0
96.2	91.6	107.8	103.5	109.3	95.0	86.7	92.9	120.9	200.9	78.8	98.8
18,595		7	18,602	17,786		15	17,801	17,547		15	17,562
100.0	—		100.0	99.9	—	0.1	100.0	99.9	—	0.1	100.0
103.3	—	70.0	103.3	95.6	—	214.3	95.7	98.7	—	100.0	98.7
746		333	1,079	734		341	1,075	771		287	1,058
69.1	—	30.9	100.0	68.3	—	31.7	100.0	72.9	—	27.1	100.0
107.0	—	84.1	98.7	98.4	—	102.4	99.6	105.0	—	84.2	98.4
359		995	1,354	388		1,026	1,414	385		1,046	1,431
26.5	—	73.5	100.0	27.4	—	72.6	100.0	26.9	—	73.1	100.0
107.5	—	92.4	96.0	108.1	—	103.1	104.4	99.2	—	101.9	101.2
25,180	1,296	16,268	42,744	24,900	1,231	14,325	40,456	25,950	2,473	11,553	39,976
58.9	3.0	38.1	100.0	61.6	3.0	35.4	100.0	64.9	6.2	28.9	100.0
101.8	91.6	106.0	103.0	98.9	95.0	88.1	94.6	104.2	200.9	80.6	98.8

## IV 市民税

- 1 個人市民税の納税義務者
- 2 個人市民税の所得階層別納税義務者
- 3 個人市民税調定額（当初調定）
- 4 個人市民税の給与所得者に係る特別徴収実施率等
- 5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移
- 6 個人市民税所得割の課税状況
- 7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移
- 8 年度別法人数

## 1 個人市民税の納税義務者

(単位：人)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
均等を 割める のみ者	給与所得者	915	879	838	821	801
	営業等所得者	90	95	87	92	90
	農業所得者	41	47	51	42	35
	その他の所得者	831	840	874	906	889
	小計	1,877	1,861	1,850	1,861	1,815
均割等 を割納 とめ る 所得者	給与所得者	11,258	11,331	11,385	11,476	11,433
	営業等所得者	432	404	376	368	391
	農業所得者	156	142	145	136	158
	その他の所得者	2,529	2,515	2,524	2,431	2,409
	小計	14,375	14,392	14,430	14,411	14,391
合 計	給与所得者	12,173	12,210	12,223	12,297	12,234
	営業等所得者	522	499	463	460	481
	農業所得者	197	189	196	178	193
	その他の所得者	3,360	3,355	3,398	3,337	3,298
	合計	16,252	16,253	16,280	16,272	16,206

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。

## 2 個人市民税の所得階層別納税義務者

(単位：人)

課税標準額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10万円以下の金額	779	765	789	701	688
10万円を超え 100万円以下	5,878	5,797	5,734	5,652	5,686
100万円を超え 200万円以下	4,058	4,069	4,085	4,189	4,203
200万円を超え 300万円以下	1,843	1,944	1,946	1,993	1,986
300万円を超え 400万円以下	1,066	1,095	1,117	1,118	1,119
400万円を超え 550万円以下	417	417	470	464	414
550万円を超え 700万円以下	91	90	75	94	89
700万円を超え 1000万円以下	116	84	88	69	91
1000万円を超える金額	127	131	126	131	115
計	14,375	14,392	14,430	14,411	14,391

※※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。(均等割を除く)

### 3 個人市民税調定額(当初調定)

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	比較増減
特別徴収	均等割	33,680	33,743	63
	所得割	1,044,747	1,015,790	△ 28,957
	計	1,078,427	1,049,533	△ 28,894
普通徴収	均等割	23,310	23,048	△ 262
	所得割	308,938	329,883	20,945
	計	332,248	352,931	20,683
合 計	均等割	56,990	56,791	△ 199
	所得割	1,353,685	1,345,673	△ 8,012
	計	1,410,675	1,402,464	△ 8,211

※当初賦課台帳による。

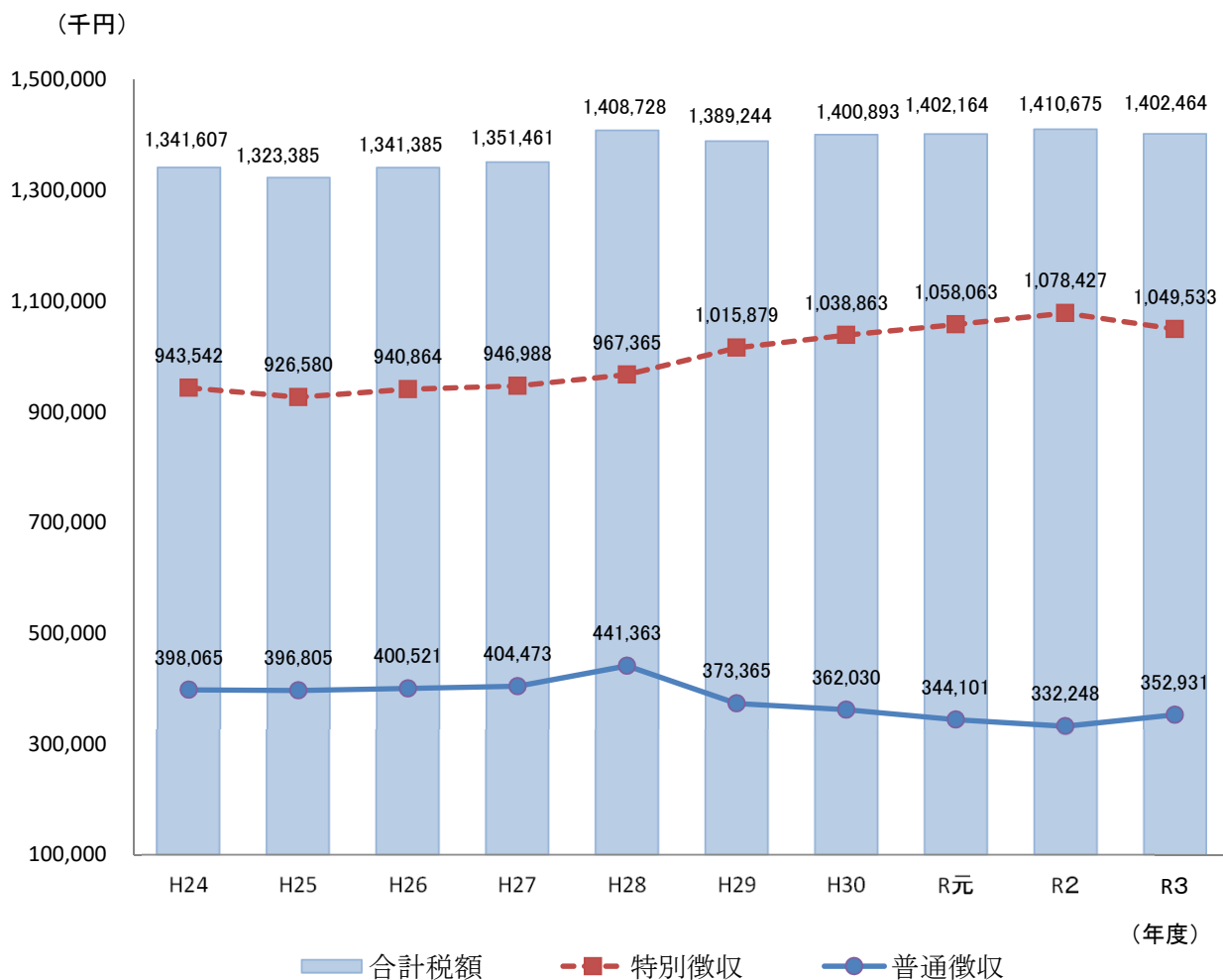
### 4 個人市民税の給与所得者に係る特別徴収実施率等

(単位：人・%)

年度	区分	給与所得のある 納税義務者	給与から特別徴収 した納税義務者	特別徴収 実 施 率	特別徴収 義 務 者
平成29年度		12,173	9,361	76.9%	1,338
平成30年度		12,210	9,523	78.0%	1,372
令和元年度		12,223	9,699	79.4%	1,389
令和2年度		12,297	9,683	78.7%	1,386
令和3年度		12,234	9,720	79.5%	1,400

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。

## 5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移



(単位：千円)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計税額	1,389,244	1,400,893	1,402,164	1,410,675	1,402,464
うち特別徴収	1,015,879	1,038,863	1,058,063	1,078,427	1,049,533
うち普通徴収	373,365	362,030	344,101	332,248	352,931

※当初調定による。

## 6 個人市民税所得割の課税状況

### (1) 所得割の税額等

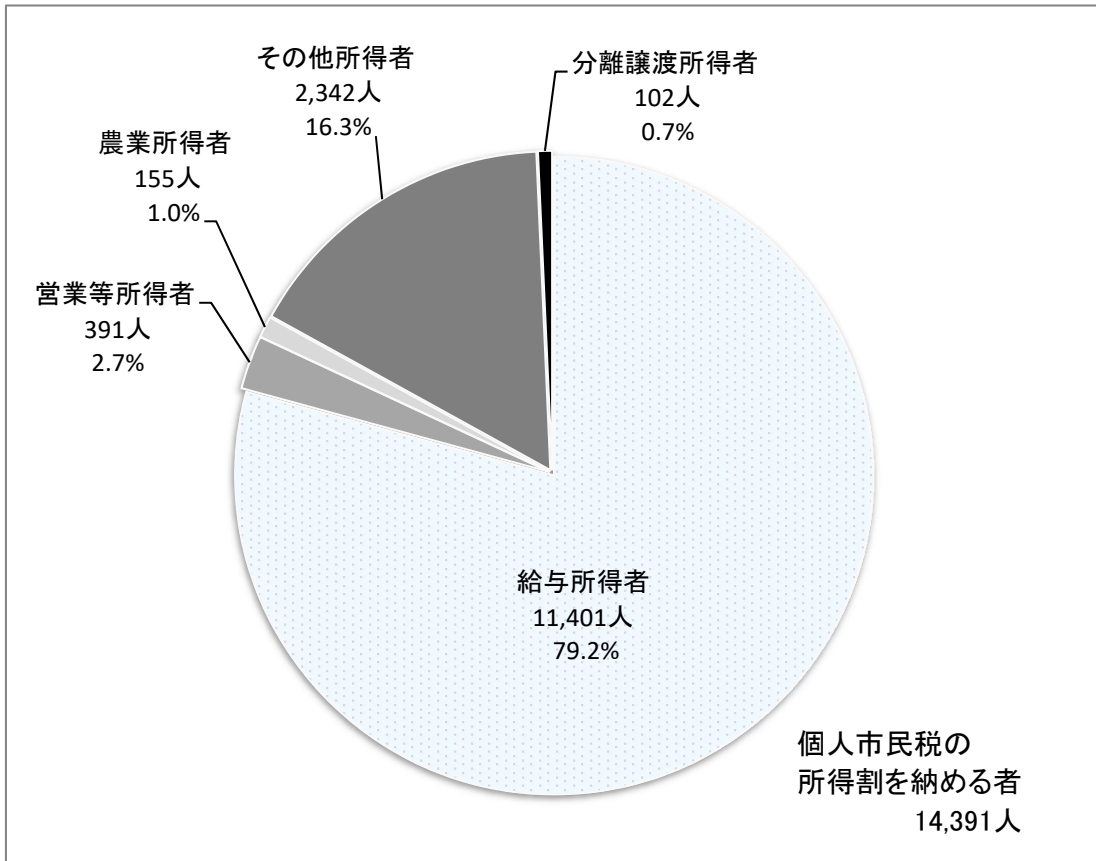
(単位：人・千円)

所得区分	年度	納税義務者数	総所得金額	課税標準額	所得割額	1人当たり総所得金額	1人当たり税額
給与所得者	H29	11,242	31,125,296	19,040,151	1,097,979	2,769	98
	H30	11,299	31,593,550	19,337,443	1,112,356	2,796	98
	R元	11,359	32,214,492	19,730,089	1,129,955	2,836	99
	R2	11,445	32,730,510	20,101,129	1,148,815	2,860	100
	R3	11,401	33,493,469	19,802,096	1,122,445	2,938	98
営業等所得者	H29	430	1,502,816	1,023,347	60,073	3,495	140
	H30	398	1,460,308	1,007,451	58,760	3,669	148
	R元	371	1,144,862	732,946	42,291	3,086	114
	R2	365	1,149,311	747,048	43,184	3,149	118
	R3	391	1,244,306	774,574	44,181	3,182	113
農業所得者	H29	154	871,701	588,689	34,920	5,660	227
	H30	141	663,560	417,040	24,552	4,706	174
	R元	144	668,498	420,742	24,815	4,642	172
	R2	135	597,972	364,092	21,320	4,429	158
	R3	155	757,524	485,836	28,510	4,887	184
その他所得者	H29	2,479	4,202,121	2,016,472	112,170	1,695	45
	H30	2,418	4,002,621	1,880,166	104,849	1,655	43
	R元	2,462	4,079,849	1,914,924	107,280	1,657	44
	R2	2,367	3,925,074	1,855,637	103,781	1,658	44
	R3	2,342	4,082,371	1,844,185	102,837	1,743	44
分離譲渡所得者	H29	70	382,881	648,697	27,483	5,470	393
	H30	136	495,682	999,090	38,887	3,645	286
	R元	94	404,585	950,131	35,655	4,304	379
	R2	99	410,673	798,907	31,928	4,148	323
	R3	102	366,911	1,276,103	42,118	3,597	413
計	H29	14,375	38,084,815	23,317,356	1,332,625	2,649	93
	H30	14,392	38,215,721	23,641,190	1,339,404	2,655	93
	R元	14,430	38,512,286	23,748,832	1,339,996	2,669	93
	R2	14,411	38,813,540	23,866,813	1,349,028	2,693	94
	R3	14,391	39,944,581	24,182,794	1,340,091	2,776	93

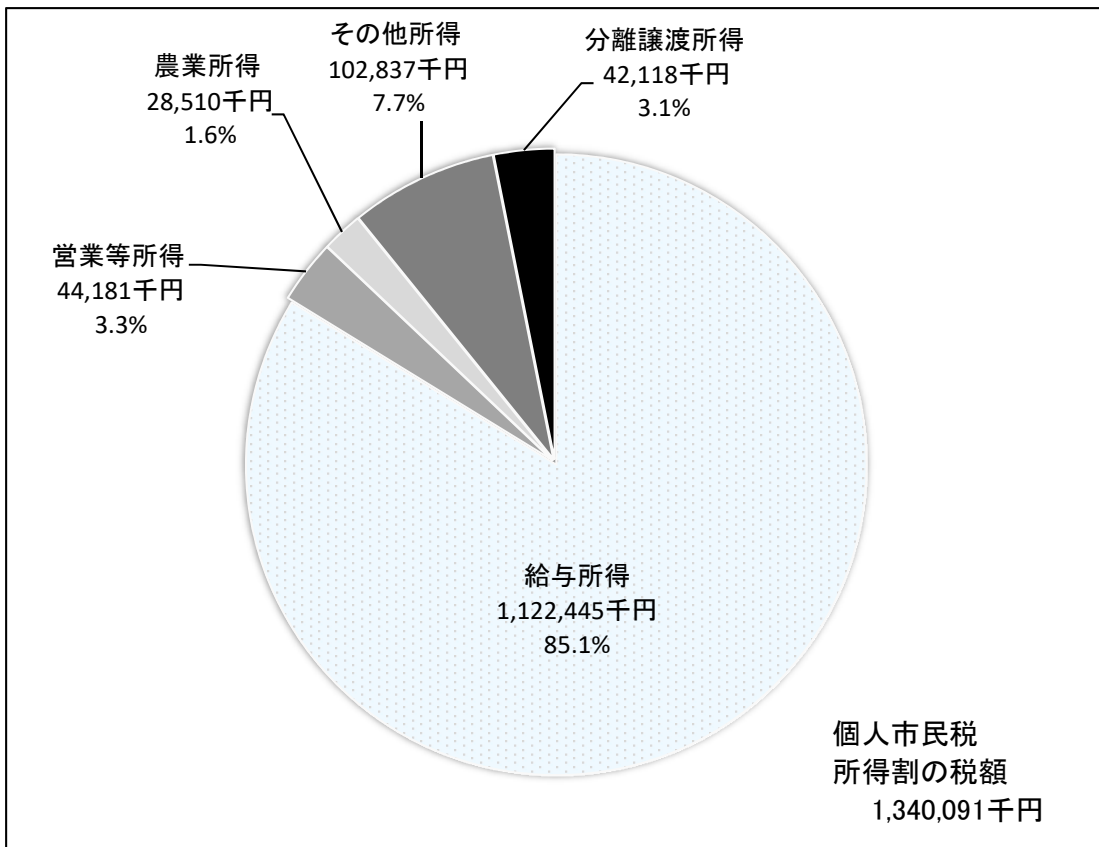
※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。(均等割を除く)

※分離譲渡所得者の総所得金額には分離譲渡に係る所得金額等を含む。

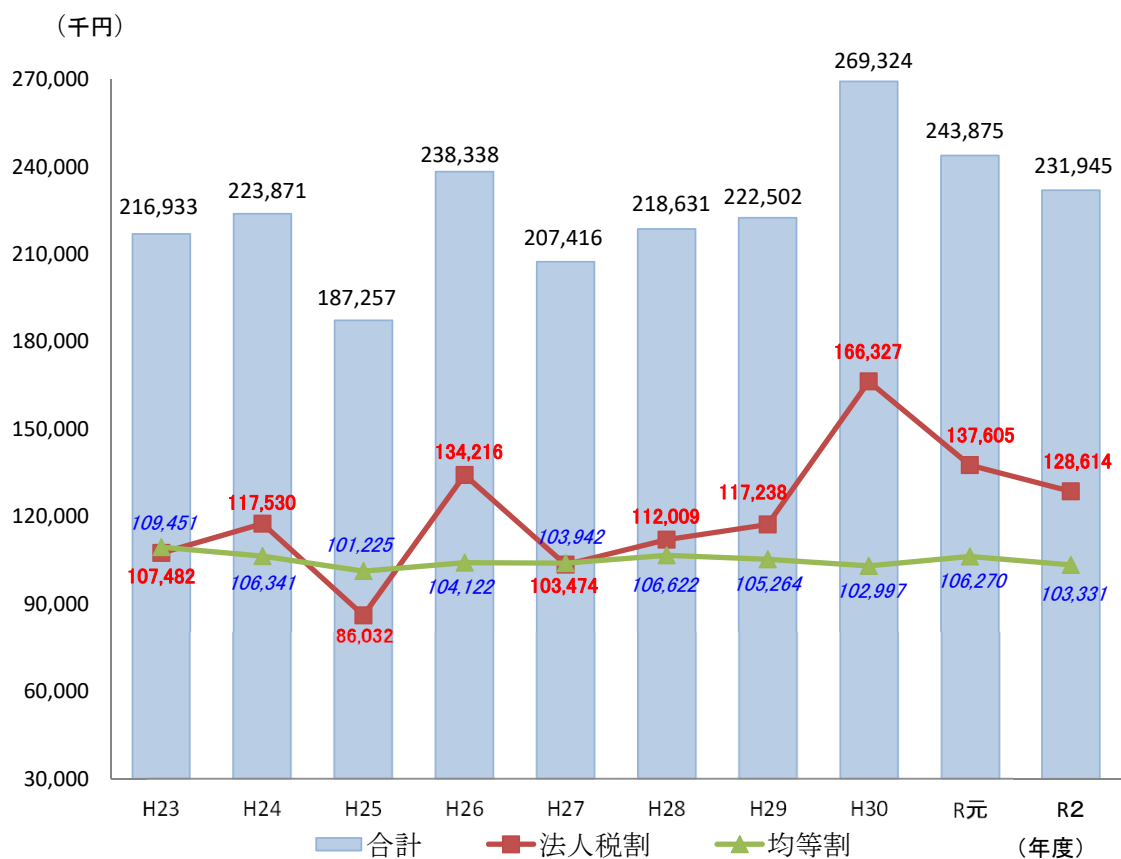
(2) 令和3年度 所得区分による納税義務者の割合



(3) 令和3年度 所得区分による所得割税額の割合



## 7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移



(単位：千円)

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
均等割	106,622	105,264	102,997	106,270	103,331
法人税割	112,009	117,238	166,327	137,605	128,614
合計	218,631	222,502	269,324	243,875	231,945

※調定実績による。

## 8 年度別法人数

(単位：社)

年度 区分	法人数	本・支店別		法人均等割別								
		本店数	支店数	9号	8号	7号	6号	5号	4号	3号	2号	1号
H28	753	547	206	6	3	39	3	33	3	126	1	539
H29	734	540	194	6	3	37	3	35	2	126	1	521
H30	735	546	189	5	4	36	3	35	2	121	1	528
R元	725	539	186	6	4	36	3	34	2	118	1	521
R2	726	543	183	6	4	34	3	32	2	117	1	527

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。



## V 固定資産税・都市計画税

- 1 固定資産の所有者
- 2 固定資産税・都市計画税の納税義務者
- 3 固定資産税の評価額
- 4 固定資産税の課税標準額・調定額
- 5 固定資産税調定額（現年課税分）の推移
- 6 都市計画税調定額（現年課税分）の推移
- 7 土地の概要
- 8 家屋の概要
- 9 新增築家屋の状況
- 10 滅失家屋の状況
- 11 償却資産種類別評価額の状況
- 12 国有資産等所在市町村交付金の状況

## 1 固定資産の所有者

(単位：人)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地	29,874	29,827	29,826	29,804	29,776
家屋	12,358	12,340	12,357	12,365	12,322
償却資産	1,429	1,416	1,385	1,383	1,381

※「固定資産概要調書」による。

## 2 固定資産税・都市計画税の納税義務者

(単位：人)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定資産税	14,274	14,197	14,198	14,179	14,065
都市計画税	10,195	10,168	10,166	10,142	10,086

※当初調定による。

## 3 固定資産税の評価額

(単位：千円・筆・棟)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
土地	評価額	81,326,309	79,200,335	79,024,899	78,902,812	76,775,474
	筆数	78,023	78,094	78,185	78,228	78,411
家屋	評価額	60,716,440	58,506,093	59,430,091	60,127,967	58,199,138
	棟数	21,231	21,089	21,091	21,057	20,961
償却資産	評価額	27,502,854	34,874,606	37,574,492	36,228,828	34,699,897
合計	評価額	169,545,603	172,581,034	176,029,482	175,259,607	169,674,509

※「固定資産概要調書」による。評価額は免税点未満を含む。

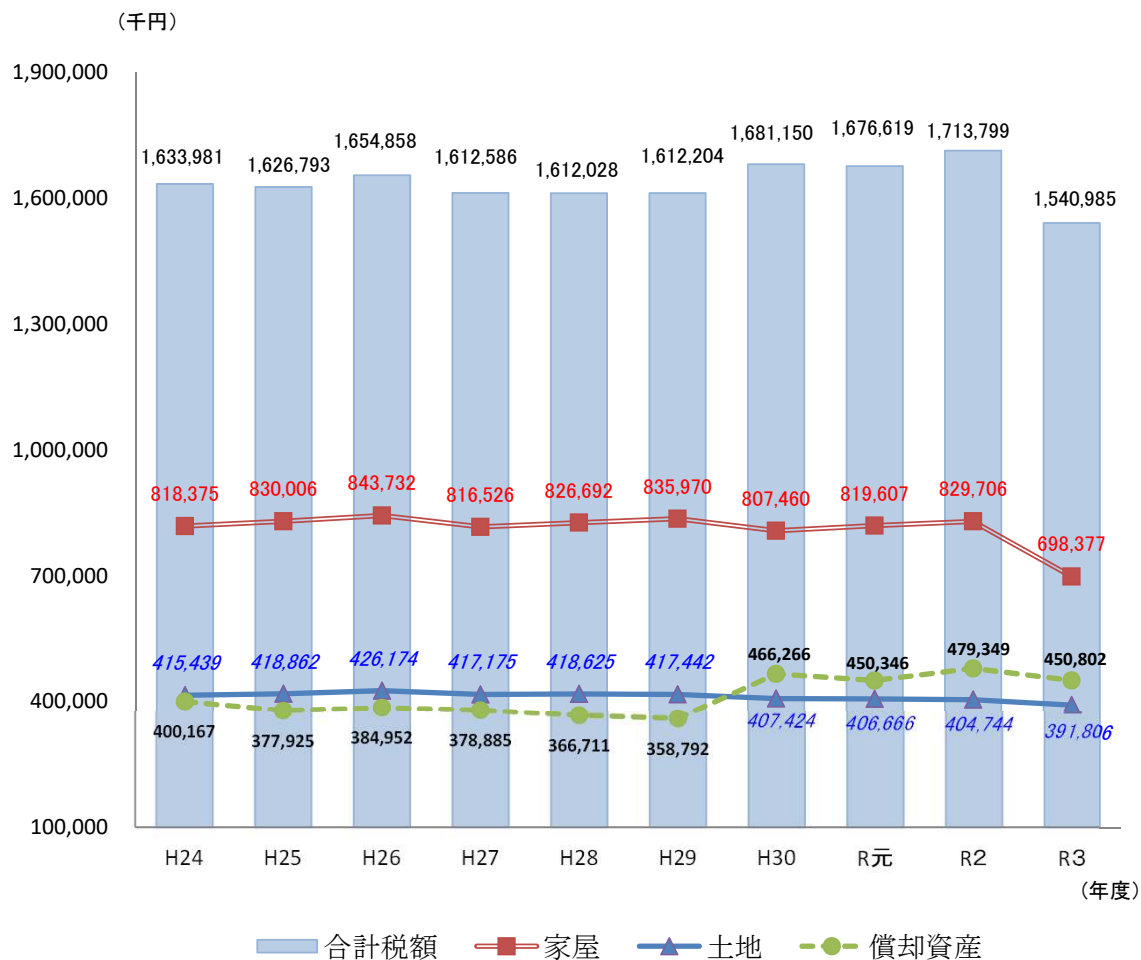
## 4 固定資産税の課税標準額・調定額

(単位：千円)

年度 区分	令和2年度(当初)		令和3年度(当初)		比較増減		
	課税標準額	調定額	課税標準額	調定額	課税標準額	調定額	
純固定 資産税	土地	29,208,837	404,744	28,276,769	391,806	△ 932,068	△ 12,938
	家屋	59,866,183	829,706	50,392,500	698,377	△ 9,473,683	△ 131,329
	償却資産	34,592,732	479,349	32,534,445	450,802	△ 2,058,287	△ 28,547
	計	123,667,752	1,713,799	111,203,714	1,540,985	△ 12,464,038	△ 172,814
国有資産等 所在市交付金	1,162,665	16,277	1,183,493	16,568	20,828	291	
小計	124,830,417	1,730,076	112,387,207	1,557,553	△ 12,443,210	△ 172,523	
都市 計画税	土地	35,166,227	105,261	34,390,563	102,929	△ 775,664	△ 2,332
	家屋	41,931,645	125,511	38,837,567	116,238	△ 3,094,078	△ 9,273
	計	77,097,872	230,772	73,228,130	219,167	△ 3,869,742	△ 11,605
合計	201,928,289	1,960,848	185,615,337	1,776,720			

※当初調定による。

## 5 固定資産税調定額（現年課税分）の推移

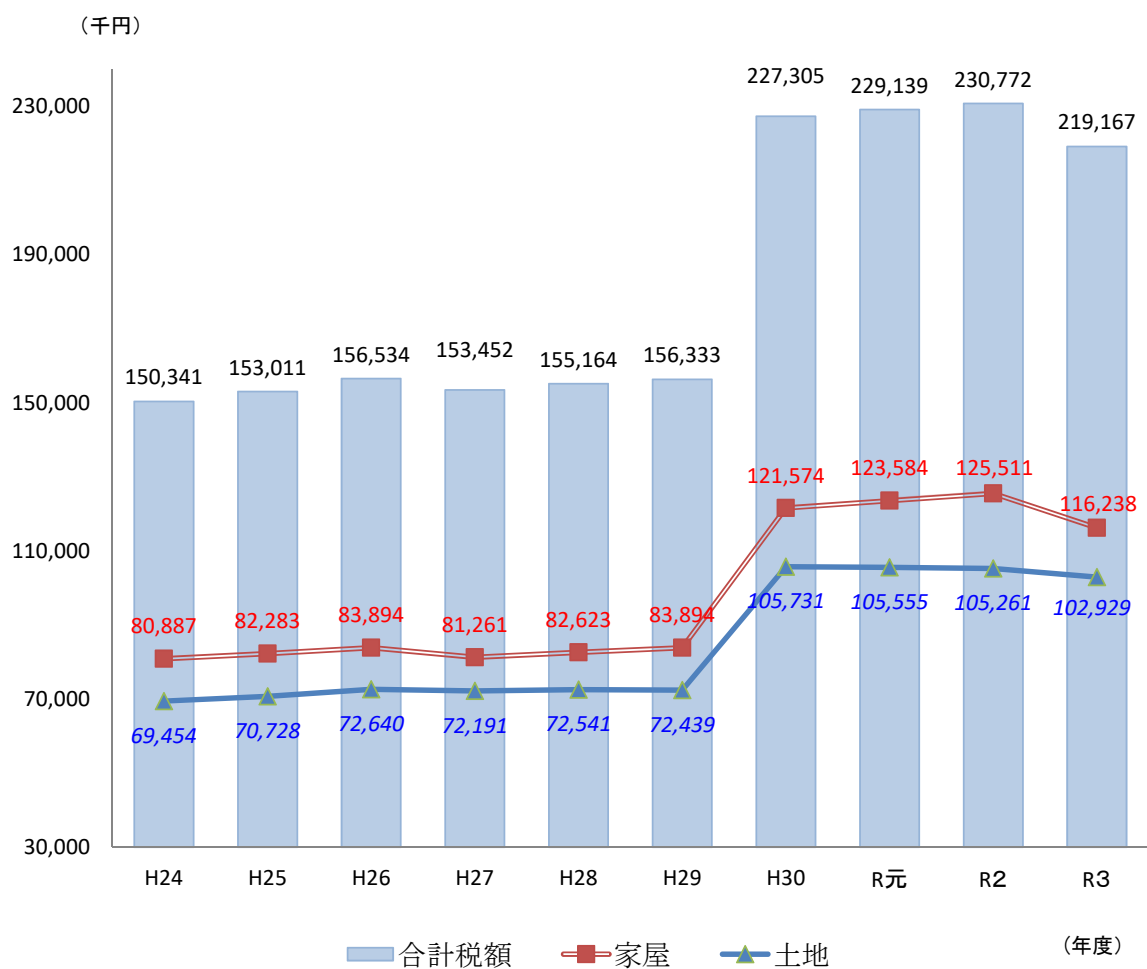


(単位：千円)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計税額	1,612,204	1,681,150	1,676,619	1,713,799	1,540,985
うち家屋	835,970	807,460	819,607	829,706	698,377
うち土地	417,442	407,424	406,666	404,744	391,806
うち償却資産	358,792	466,266	450,346	479,349	450,802

※当初調定による。

## 6 都市計画税調定額（現年課税分）の推移



(単位：千円)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計税額	156,333	227,305	229,139	230,772	219,167
うち家屋	83,894	121,574	123,584	125,511	116,238
うち土地	72,439	105,731	105,555	105,261	102,929

※当初調定による。

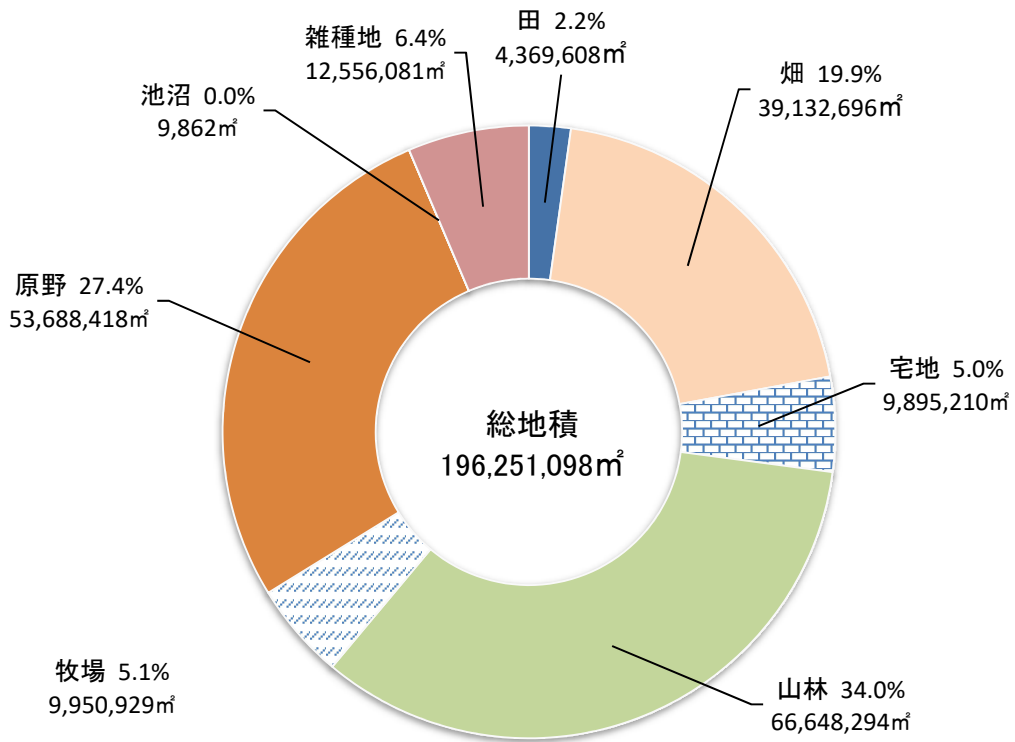
## 7 土地の概要

### (1) 地目別の課税状況

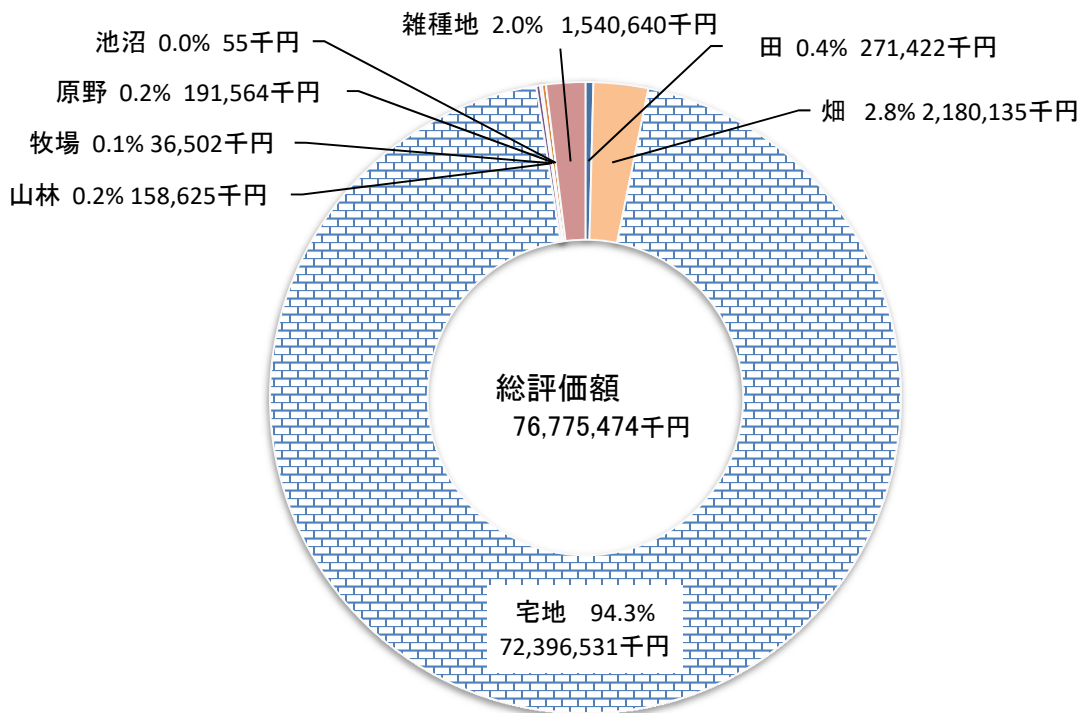
地目	年度	筆数 (筆)	地積 (㎡)	評価額 (千円)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格	
						平均価格 (円/㎡)	最高価額 (円/㎡)
田	H29	1,334	4,394,021	297,107	243,165	68	7,182
	H30	1,329	4,383,358	283,784	238,786	65	5,941
	R元	1,330	4,406,949	284,845	239,847	65	5,941
	R2	1,324	4,391,998	279,899	238,077	64	5,941
	R3	1,313	4,369,608	271,422	234,753	62	4,427
畑	H29	6,305	38,515,589	2,586,435	1,336,308	67	20,905
	H30	6,330	39,011,900	2,386,796	1,276,619	61	20,732
	R元	6,333	39,215,166	2,256,151	1,238,938	58	20,732
	R2	6,312	39,073,158	2,251,507	1,236,723	58	20,732
	R3	6,316	39,132,696	2,180,135	1,218,864	56	19,825
宅地	H29	31,029	9,892,424	76,495,387	27,694,952	7,733	38,024
	H30	31,095	9,919,089	74,748,645	27,092,899	7,536	35,908
	R元	31,219	9,913,589	74,557,330	26,978,101	7,521	35,908
	R2	31,227	9,889,399	74,477,724	26,876,791	7,531	35,908
	R3	31,259	9,895,210	72,396,531	25,991,330	7,316	34,860
山林	H29	7,862	67,019,811	159,960	159,523	2	7
	H30	7,860	66,740,293	158,864	158,430	2	7
	R元	7,816	66,695,847	158,728	158,298	2	7
	R2	7,806	66,682,428	158,706	158,276	2	7
	R3	7,785	66,648,294	158,625	158,195	2	7
牧場	H29	376	7,321,438	38,047	37,953	5	34
	H30	340	7,058,510	36,508	36,443	5	34
	R元	321	6,807,653	32,127	32,109	5	34
	R2	321	6,807,653	32,129	32,129	5	34
	R3	442	9,950,929	36,502	36,502	4	34
原野	H29	23,486	53,900,249	212,586	183,270	4	6,629
	H30	23,475	53,825,639	200,318	174,653	4	6,629
	R元	23,453	53,741,909	200,082	174,417	4	6,629
	R2	23,440	53,746,316	201,324	175,267	4	6,629
	R3	23,374	53,688,418	191,564	168,494	4	6,629
池沼	H29	18	9,862	55	55	6	11
	H30	18	9,862	55	55	6	11
	R元	18	9,862	55	55	6	11
	R2	18	9,862	55	55	6	11
	R3	18	9,862	55	55	6	11
雑種地	H29	7,613	12,092,371	1,536,732	946,491	127	16,150
	H30	7,647	12,168,259	1,385,365	852,598	114	15,930
	R元	7,695	12,234,159	1,535,581	953,406	126	13,930
	R2	7,780	12,407,491	1,501,468	937,714	121	13,930
	R3	7,904	12,556,081	1,540,640	948,859	123	13,710
合計	H29	78,023	193,145,765	81,326,309	30,601,717	421	
	H30	78,094	193,116,910	79,200,335	29,830,483	410	
	R元	78,185	193,025,134	79,024,899	29,775,171	409	
	R2	78,228	193,008,305	78,902,812	29,655,032	409	
	R3	78,411	196,251,098	76,775,474	28,757,052	391	

※「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。

(2) 令和3年度 地積の地目別割合



(3) 令和3年度 評価額の地目別割合



## 8 家屋の概要

### (1) 木造家屋の用途別課税状況

用途	年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	平均床面積 (㎡/棟)
専用住宅	H29	11,295	1,317,090	25,405,755	19,289	117
	H30	11,270	1,316,144	24,469,254	18,592	117
	R元	11,318	1,323,763	25,166,030	19,011	117
	R2	11,332	1,326,541	25,663,304	19,346	117
	R3	11,329	1,328,971	24,856,064	18,703	117
共同住宅	H29	414	112,255	3,037,375	27,058	271
	H30	420	114,416	2,940,627	25,701	272
	R元	426	116,954	3,081,017	26,344	275
	R2	432	119,533	3,230,122	27,023	277
	R3	434	120,442	3,028,039	25,141	278
併用住宅	H29	486	87,414	1,249,787	14,297	180
	H30	485	87,225	1,221,013	13,998	180
	R元	486	87,182	1,236,482	14,183	179
	R2	484	86,963	1,240,257	14,262	180
	R3	477	85,813	1,189,131	13,857	180
事務所・店舗 ・銀行	H29	219	29,569	559,602	18,925	135
	H30	219	29,552	529,242	17,909	135
	R元	222	30,462	564,234	18,523	137
	R2	222	30,369	566,164	18,643	137
	R3	225	31,370	582,458	18,567	139
病院・劇場	H29	15	3,717	78,911	21,230	248
	H30	14	3,035	62,412	20,564	217
	R元	15	3,212	71,241	22,180	214
	R2	15	3,368	78,566	23,327	225
	R3	15	3,368	73,291	21,761	225
工場・倉庫	H29	518	75,460	343,590	4,553	146
	H30	504	74,066	304,835	4,116	147
	R元	499	72,502	300,597	4,146	145
	R2	496	72,364	301,043	4,160	146
	R3	495	72,060	290,485	4,031	146
旅館・ホテル	H29	15	6,590	75,562	11,466	439
	H30	15	6,590	74,279	11,271	439
	R元	15	6,590	74,279	11,271	439
	R2	15	6,590	74,279	11,271	439
	R3	15	6,590	72,547	11,009	439
附属家	H29	3,922	264,029	800,754	3,033	67
	H30	3,857	261,278	779,845	2,985	68
	R元	3,821	259,325	780,209	3,009	68
	R2	3,790	258,209	782,140	3,029	68
	R3	3,728	249,935	761,360	3,046	67
小計	H29	16,884	1,896,124	31,551,336	16,640	112
	H30	16,784	1,892,306	30,381,507	16,055	113
	R元	16,802	1,899,990	31,274,089	16,460	113
	R2	16,786	1,903,937	31,935,875	16,774	113
	R3	16,718	1,898,549	30,853,375	16,251	114

※「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。

(2) 非木造家屋の用途別課税状況

用途	年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	平均床面積 (㎡/棟)
事務所・店舗 ・銀行	H29	338	180,595	9,217,488	51,040	534
	H30	337	180,311	8,906,745	49,397	535
	R元	339	180,154	8,964,244	49,759	531
	R2	338	179,224	8,935,023	49,854	530
	R3	336	178,438	8,631,277	48,371	531
住宅・アパート	H29	682	142,757	5,932,093	41,554	209
	H30	663	140,928	5,746,969	40,779	213
	R元	661	140,500	5,774,098	41,097	213
	R2	659	140,085	5,757,134	41,097	213
	R3	655	139,520	5,638,757	40,415	213
工場・倉庫 ・市場	H29	2,367	299,709	3,624,894	12,095	127
	H30	2,363	297,233	3,383,855	11,385	126
	R元	2,361	297,279	3,400,579	11,439	126
	R2	2,358	296,022	3,469,460	11,720	126
	R3	2,350	296,632	3,308,197	11,153	126
病院・ホテル	H29	29	95,749	8,227,598	85,929	3,302
	H30	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
	R元	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
	R2	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
	R3	29	95,749	7,855,685	82,045	3,302
その他建物	H29	931	107,839	2,163,031	20,058	116
	H30	913	107,564	2,058,520	19,138	118
	R元	899	104,661	1,988,584	19,000	116
	R2	887	102,353	2,001,978	19,560	115
	R3	873	101,332	1,911,847	18,867	116
小 計	H29	4,347	826,649	29,165,104	35,281	190
	H30	4,305	821,785	28,124,586	34,224	191
	R元	4,289	818,343	28,156,002	34,406	191
	R2	4,271	813,433	28,192,092	34,658	191
	R3	4,243	811,671	27,345,763	33,691	191

※「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。

(3) 木造・非木造家屋の用途別課税状況の合計

区分	年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	平均床面積 (㎡/棟)
家屋合計	H29	21,231	2,722,773	60,716,440	22,299	128
	H30	21,089	2,714,091	58,506,093	21,556	129
	R元	21,091	2,718,333	59,430,091	21,863	129
	R2	21,057	2,717,370	60,127,967	22,127	129
	R3	20,961	2,710,220	58,199,138	21,474	129

※「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。



## 9 新增築家屋の状況

年度 区分	令和2年度			令和3年度		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)
木造家屋	94	12,310	713,709	93	11,375	694,168
うち住宅	89	12,067	703,566	84	10,067	638,080
木造以外の家屋	11	1,156	107,692	8	275	19,958
うち住宅	2	234	19,209	1	104	9,850
合計	105	13,466	821,401	101	11,650	714,126
うち住宅	91	12,301	722,775	85	10,171	647,930

※「固定資産概要調書」による。

## 10 滅失家屋の状況

年度 区分	令和2年度			令和3年度		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)
木造家屋	167	9,007	72,069	182	10,374	64,972
うち住宅	123	7,387	66,930	117	7,557	60,595
木造以外の家屋	42	5,174	35,376	35	2,298	30,179
うち住宅	5	383	6,050	6	355	6,176
合計	209	14,181	107,445	217	12,672	95,151
うち住宅	128	7,770	72,980	123	7,912	66,771

※「固定資産概要調書」による。

## 11 償却資産種類別評価額の状況

(単位：千円)

年度 種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
構築物	2,546,187	2,996,692	3,277,101	3,214,391	2,735,960	
機械及び装置	5,555,849	11,441,288	14,486,941	14,469,184	13,091,752	
船舶	225,322	235,876	197,970	144,851	71,453	
車両及び運搬具	58,436	56,058	54,902	60,942	166,436	
工具、器具及び備品	1,993,805	2,010,364	2,041,022	1,935,079	1,644,536	
法第389条 関係	大臣配分	4,251,996	4,402,483	4,497,087	4,137,723	4,295,598
	知事配分	12,871,259	13,731,845	13,019,469	12,266,658	12,694,162
合計	27,502,854	34,874,606	37,574,492	36,228,828	34,699,897	
前年比	98.2	126.8	107.7	96.4	95.8	

※「固定資産概要調書」による。

## 12 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

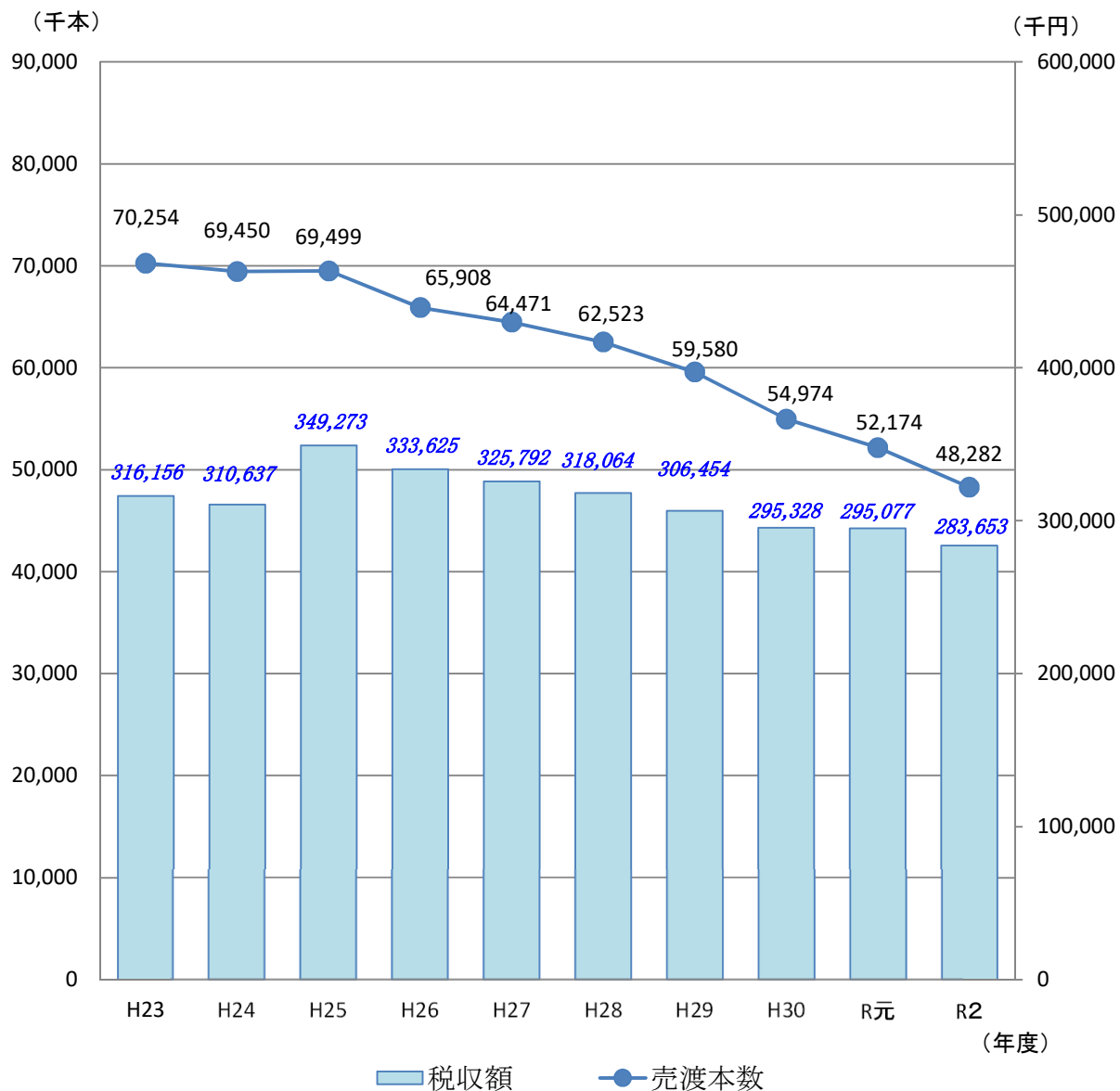
年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国有資産	2,892	2,873	2,872	2,862	2,857
公有資産	12,553	12,815	13,020	13,415	13,712
合計	15,445	15,688	15,892	16,277	16,569
前年比	83.2	101.6	101.3	102.4	101.8

※「固定資産概要調書」による。

## VI 諸 税

- 1 市たばこ税
- 2 入湯税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

# 1 市たばこ税

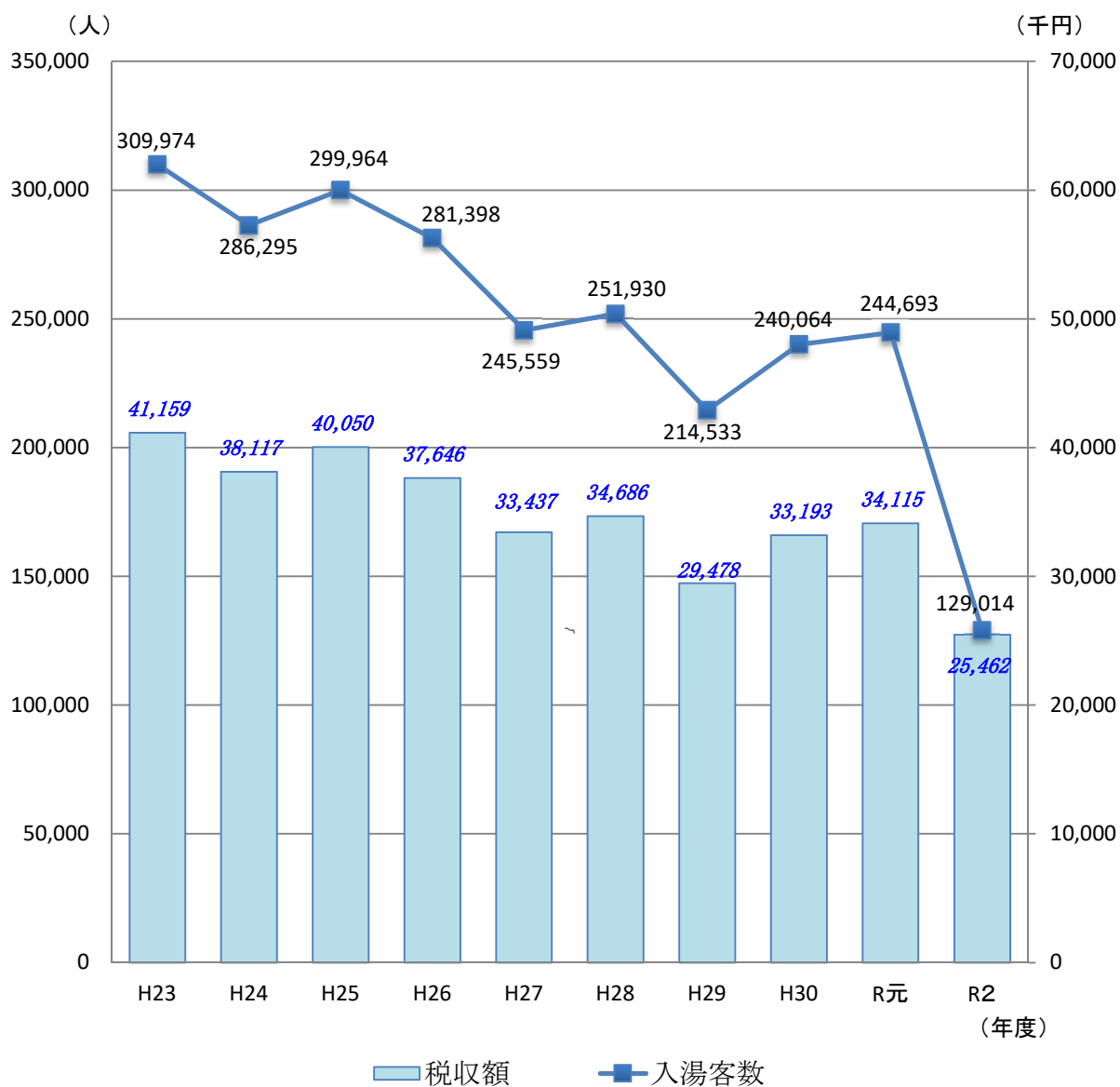


(単位：千本・千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分					
売渡本数	62,523	59,580	54,974	52,174	48,282
税収額	318,064	306,454	295,328	295,077	283,653

※調定実績による。

## 2 入湯税



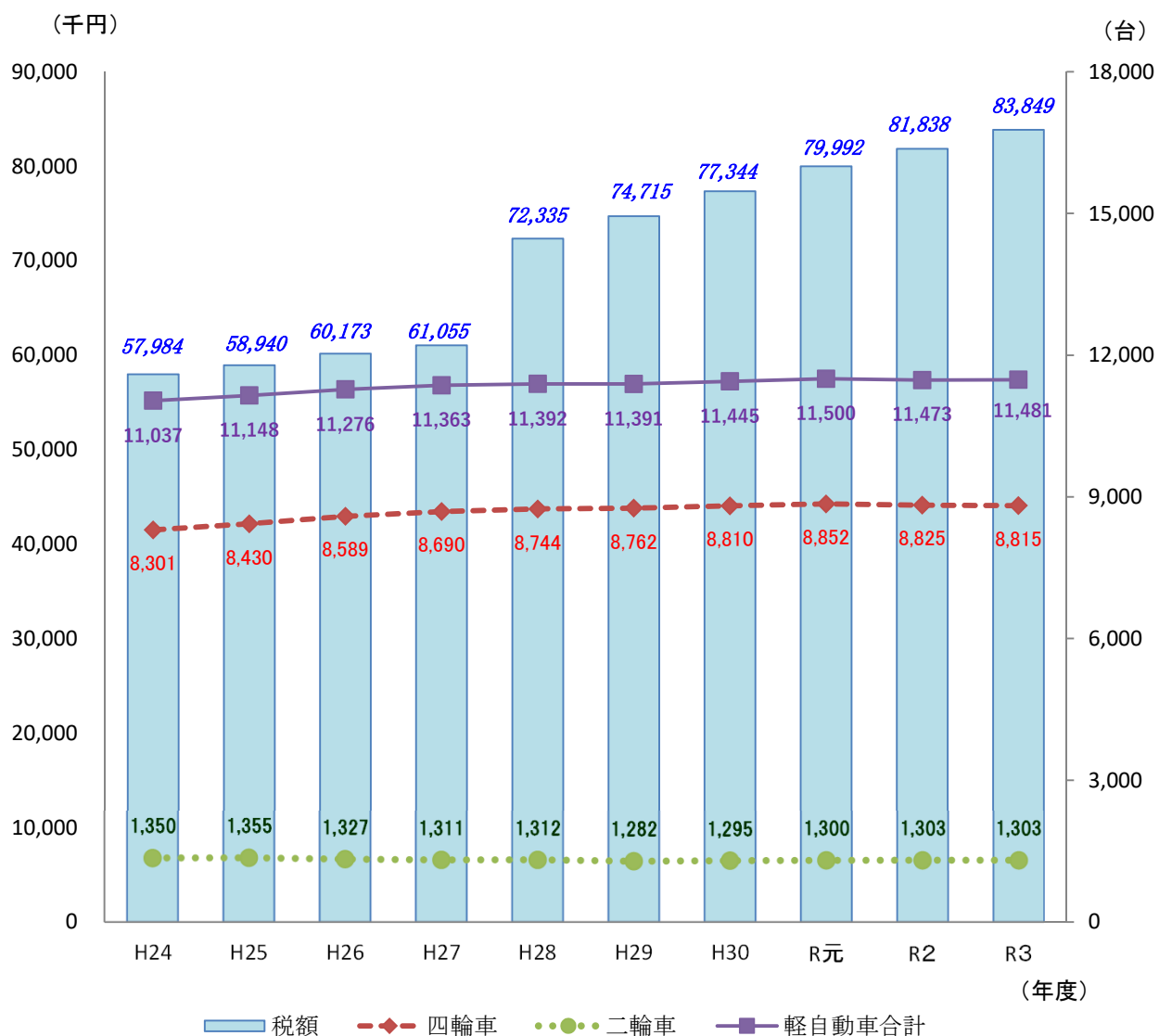
(単位：軒・人・千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設数	5	5	5	5	5
入湯客数	251,930	214,533	240,064	244,693	129,014
税収額	34,686	29,478	33,193	34,115	25,462

※調定実績による。

### 3 軽自動車税

#### (1) 種別割の調定額及び課税台数の推移



(単位: 台・千円)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税 額	74,715	77,344	79,992	81,838	83,849
軽自動車課税台数	11,391	11,445	11,500	11,473	11,481
うち 四輪車	8,762	8,810	8,852	8,825	8,815
うち 二輪車	1,282	1,295	1,300	1,303	1,303

※ 「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。

※ 上記の令和元年度以前の各数値は、令和元年10月1日税制改正前の「軽自動車税」のものである。

(2) 種別割の車種別課税状況

(単位：台・千円)

年度 車種		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	
原動機付自転車	50cc以下	463	926	438	876	415	830	391	782	375	750	
	90cc以下	47	94	49	98	47	94	48	96	39	78	
	90cc超	99	238	109	262	105	252	121	290	110	264	
	ミニカー	26	96	23	85	19	70	20	74	21	78	
	小計(A)	635	1,354	619	1,321	586	1,246	580	1,242	545	1,170	
軽自動車	二輪車(B)	280	1,008	294	1,058	322	1,159	322	1,159	332	1,195	
	四輪車	乗用 営業用	1	8	2	14	2	14	1	8	2	14
		乗用 自家用	6,566	55,707	6,621	58,124	6,681	60,615	6,692	62,475	6,713	64,345
		貨物用 営業用	55	179	52	170	56	185	51	172	52	177
		貨物用 自家用	2,140	10,261	2,135	10,400	2,113	10,419	2,081	10,374	2,048	10,316
小計	9,042	67,163	9,104	69,766	9,174	72,392	9,147	74,188	9,147	76,047		
小型特殊車	農耕作業用	1,129	2,710	1,126	2,702	1,129	2,710	1,124	2,698	1,133	2,719	
	その他のもの	218	1,286	214	1,263	219	1,292	221	1,304	230	1,357	
二輪の小型自動車(C)		367	2,202	382	2,292	392	2,352	401	2,406	426	2,556	
二輪車等の小計(A)+(B)+(C)		1,282	4,564	1,295	4,671	1,300	4,757	1,303	4,807	1,303	4,921	
合計		11,391	74,715	11,445	77,344	11,500	79,992	11,473	81,838	11,481	83,849	

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。(ボートトレーラは、軽自動車二輪車に含む。)

(3) 環境性能割の車種別課税状況

(単位：台・千円)

年度 車種		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	当初予算額
軽自動車	四輪車	乗用 営業用	/	/	/	0	0	0	0	—	—
		乗用 自家用				8	97	96	1,395	—	—
		貨物用 営業用				3	66	2	37	—	—
		貨物用 自家用				16	299	77	1,555	—	—
合計						27	462	175	2,987	185	2,673

※環境性能割は令和元年10月から、従来の自動車取得税(道税)に代わり創設されたもの

※調定実績による。ただし、令和3年度は当初予算額による。

#### 4 国民健康保険税

##### (1) 国民健康保険加入状況

(単位：世帯・人・%)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
加入世帯数		5,671	5,452	5,265	5,124	5,100
被保険者数	一般	8,540	8,241	7,972	7,723	7,603
	退職	208	78	16	0	0
	合計	8,748	8,319	7,988	7,723	7,603
世帯当たり被保険者数		1.54	1.53	1.52	1.51	1.49
加入割合	世帯	31.8	30.4	29.5	28.7	28.6
	人口	25.1	24.1	23.4	23.0	22.9

※各年度3月31日現在

##### (2) 課税等状況

(単位：円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
1世帯当たり	調定額	145,458	141,610	144,010	138,453	138,169
	収納額	137,413	134,577	138,257	132,783	133,816
1人当たり	調定額	94,295	92,807	94,919	91,860	92,682
	収納額	89,080	88,197	91,127	88,098	89,762

※各年度3月31日現在

##### (3) 軽減等状況

(単位：世帯)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
7割軽減世帯		2,144	2,126	2,054	1,949	1,911
5割軽減世帯		948	888	893	883	907
2割軽減世帯		698	685	656	644	663
計		3,790	3,699	3,603	3,476	3,481
限度額超過世帯		191	174	144	106	86

※「賦課状況等に関する調査」による。(各年度5月31日現在)

##### (4) 国民健康保険特別会計の収支決算状況

(単位：千円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
歳入総額		5,289,570	5,362,028	4,607,947	4,439,310	4,252,072
歳出総額		5,289,570	5,205,659	4,473,982	4,358,546	4,139,075
実質収支額		0	156,369	133,965	80,764	112,997
一般会計繰入金 (収支不足分)		43,134	0	0	0	0

(5) 税率等の推移

区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	納期 回数
	S43年以降は総 所得金額の%	固定資産税(土地・ 家屋)の税額の%	1人につき円	1世帯につき円	円	
S 35	98.00	21.70	252	827	50,000	1
36	158.90	38.59	450	1,476	50,000	3
37	158.65	38.46	454	1,476	50,000	3
38-39	129.68	35.37	454	1,462	50,000	3
40-41	190.00	50.00	600	1,900	50,000	3
42	190.00	50.00	840	2,280	50,000	3
43	1.65	50.00	840	2,280	50,000	3
44	2.50	50.00	1,200	2,640	50,000	3
45-46	2.90	50.00	1,200	2,640	50,000	3
47	2.90	50.00	1,200	2,640	80,000	3
48	4.00	50.00	1,800	3,160	80,000	3
49-50	5.80	50.00	2,700	5,940	120,000	3
51	5.80	50.00	2,700	5,940	150,000	3
52	5.80	50.00	2,700	5,940	170,000	3
53	7.20	50.00	3,540	7,790	190,000	4
54	8.60	55.00	4,830	9,660	220,000	4
55	8.80	53.00	5,660	10,260	240,000	4
56	10.20	61.00	7,710	13,970	260,000	4
57-58	10.20	61.00	7,710	13,970	270,000	4
59	10.20	61.00	7,710	13,970	320,000	4
60	10.20	61.00	7,710	13,970	350,000	4
61-62	10.33	56.02	10,000	15,000	370,000	4
63	10.33	56.02	10,000	15,000	390,000	4
H 元	10.33	56.02	10,000	15,000	400,000	6
2	10.33	56.02	10,000	15,000	420,000	6
3	10.33	56.02	10,000	15,000	440,000	6
4	12.50	55.00	15,300	21,300	460,000	6
5-6	12.50	55.00	15,300	21,300	480,000	8
7-8	12.50	55.00	15,300	21,300	500,000	8
9	12.50	55.00	15,300	21,300	520,000	8
10-11	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	8
12-15	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	8
	1.10	1.40	4,300	4,000	70,000	
16-17	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	10
	1.10	1.40	4,300	4,000	80,000	
18-19	10.00 大9.50	9.00 大55.00	24,500 大13,500	32,000 大31,000	530,000	10
	1.10 大0.80	1.40 大7.00	4,300 大3,000	4,000 大5,300	80,000	
20	8.40 大8.40	7.30 大43.00	21,500 大15,500	27,400 大27,400	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大2.30	4,600 大4,600	5,300 大5,300	120,000	
	1.50 大1.00	1.90 大5.50	5,300 大3,600	5,000 大5,000	90,000	



区分 年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	納期 回数
	S43年以降は総 所得金額の%	固定資産税(土地・ 家屋)の税額の%	1人につき円	1世帯につき円	円	
H 21	8.40 大8.40	7.30 大31.00	21,500 大17,500	27,400 大27,400	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大 2.30	4,600 大 4,600	5,300 大 5,300	120,000	
	1.50 大1.20	1.90 大 4.00	5,300 大 4,200	5,000 大 5,000	90,000	
22	8.40 大8.40	7.30 大19.00	22,000 大19,800	28,000 大28,000	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大 2.30	4,600 大 4,600	5,300 大 5,300	120,000	
	1.60 大1.40	1.90 大 2.50	5,300 大 4,700	5,000 大 5,000	100,000	
23	8.40	7.30	22,000	28,000	500,000	10
	1.60	2.30	4,600	5,300	130,000	
	1.60	1.90	5,300	5,000	100,000	
24-25	8.50	7.30	25,000	30,000	510,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	140,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	120,000	
26	8.50	7.30	25,000	30,000	510,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	160,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	140,000	
27	8.50	7.30	25,000	30,000	520,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	170,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
28-29	8.50	7.30	25,000	30,000	540,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
30	8.50	7.30	25,000	30,000	580,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
R 元	8.50	7.30	25,000	30,000	610,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
2~3	8.50	7.30	25,000	30,000	630,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	170,000	

※ S35年度に「伊達市国民健康保険条例」を制定

H12年度以降の上段は「医療分」、下段は「介護分」を記載

H18年度以降の各欄の[大]の表記は、合併後の大滝区の税率を記載

H20年度以降の上段は「医療分」、中段は「支援分」、下段は「介護分」を記載

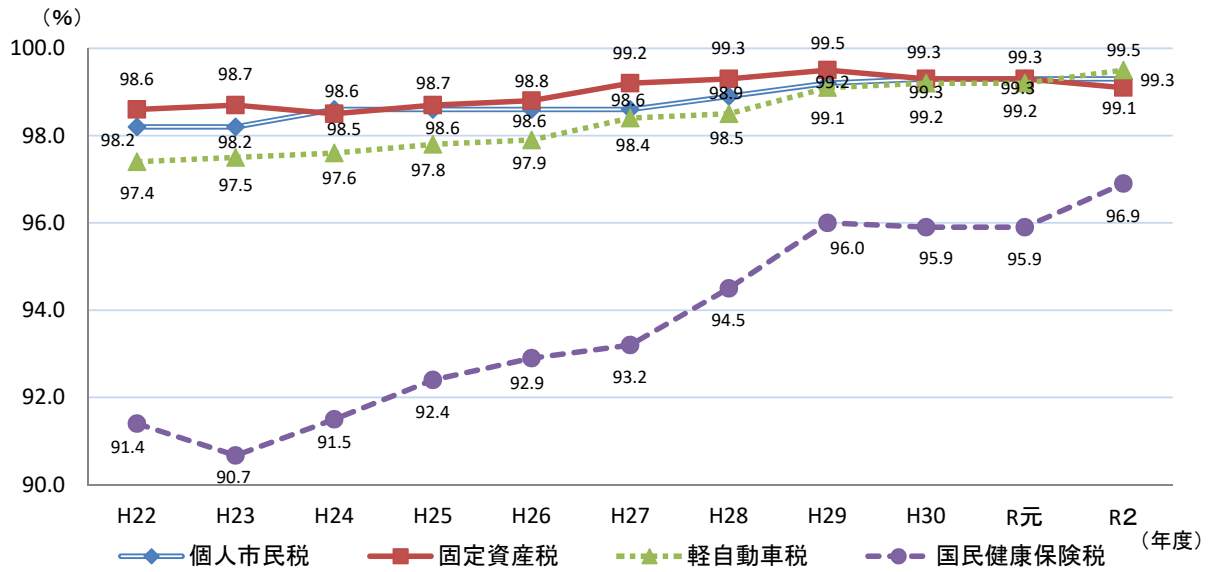
H23年度以降は、大滝区を含む統一税率

## Ⅶ 収 納

- 1 市税等収納率の状況
- 2 その他収入金の状況
- 3 未収額の状況
- 4 滞納処分の状況
- 5 徴収猶予・減免の状況
- 6 不納欠損額の状況
- 7 口座振替及びコンビニ納付の状況
- 8 督促状の発布状況
- 9 市・道民税の徴収嘱託等の状況

# 1 市税等収納率の状況

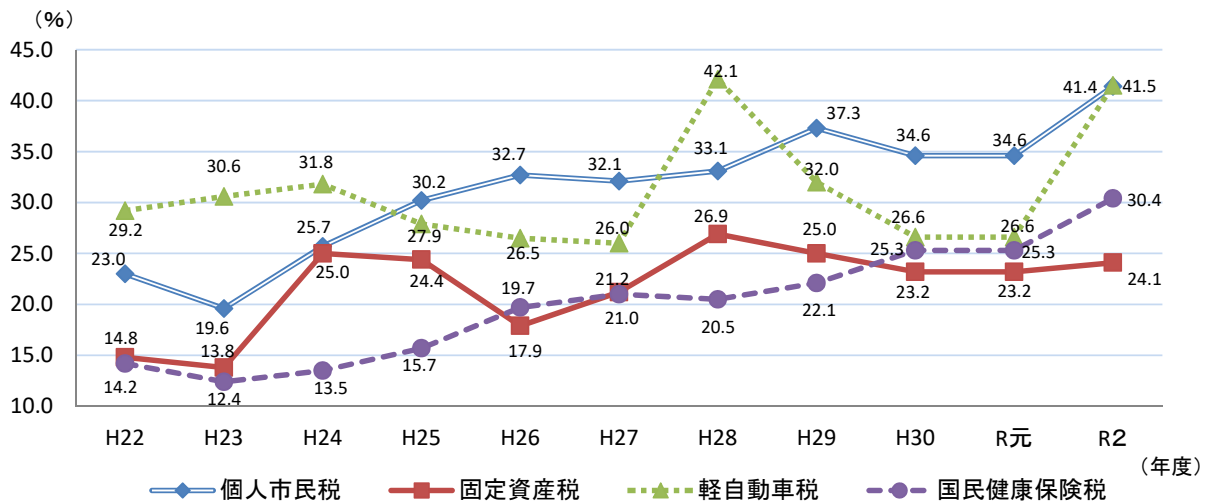
## (1) 現年課税分



(単位：%)

税目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市民税	98.9	99.2	99.2	99.3	99.3
固定資産税	99.3	99.3	99.5	99.3	99.1
軽自動車税	98.5	98.6	99.1	99.2	99.5
国民健康保険税	94.5	95.0	96.0	95.9	96.9

## (2) 滞納繰越分



(単位：%)

税目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市民税	33.1	33.2	37.3	34.6	41.4
固定資産税	26.9	25.2	25.0	23.2	24.1
軽自動車税	42.1	39.5	32.0	26.6	41.5
国民健康保険税	20.5	18.7	22.1	25.3	30.4

## 2 その他収入金の状況

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延 滞 金	660	1,027	1,663	2,752	2,880
道税徴収委託金	52,776	50,636	50,826	50,326	51,048

## 3 未収額の状況

### (1) 現年課税分

(単位：千円)

税 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市民税	16,360	11,556	10,914	10,293	9,571
法人市民税	905	436	854	371	1,041
固定資産税	9,583	8,972	5,782	9,150	13,220
軽自動車税	1,124	1,034	688	644	433
都市計画税	921	870	783	1,248	1,821
国民健康保険税	45,617	38,332	30,292	29,038	22,171
合 計	74,510	61,200	49,313	50,744	48,257

### (2) 滞納繰越分

(単位：千円)

税 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市民税	35,423	33,187	25,847	22,725	17,113
法人市民税	1,327	1,101	942	940	802
固定資産税	43,591	38,084	32,747	25,809	25,071
軽自動車税	1,877	1,585	1,679	1,562	1,186
都市計画税	4,045	3,560	3,068	2,605	2,763
国民健康保険税	212,145	203,292	178,410	146,660	114,963
合 計	298,408	280,809	242,693	200,301	161,898

## 4 滞納処分の状況

### (1) 滞納処分件数

(単位：人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
差 押	預貯金	227	175	261	153	187
	税還付金	194	55	60	21	24
	給 与	29	17	24	42	47
	生命保険	25	12	14	16	20
	年 金	4	2	5	3	0
	そ の 他	2	8	3	8	8
	動 産	1	0	1	0	0
	不 動 産	2	4	6	3	6
交 付 要 求	12	13	10	12	11	
合 計	496	286	384	258	303	

※延人数

(2) 滞納処分による配当税額

(単位：千円)

税目	年度				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人・法人市民税	9,374	6,627	8,020	5,976	8,235
固定資産税・都市計画税	2,591	4,023	2,952	1,566	2,311
軽自動車税	534	334	500	289	452
国民健康保険税	11,501	8,531	8,618	8,689	12,636
延滞金	856	1,423	1,374	1,271	3,476
合計	24,856	20,938	21,464	17,791	27,110

5 徴収猶予・減免の状況

(単位：人・千円)

区分			年度				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
徴収猶予	納付誓約に基づく 期限の延長	申請数	9	17	12	4	9
		猶予額	10,152	21,984	17,014	10,171	9,773
減免	規則第14条 (延滞金の減免)	申請数	38	31	50	3	5
		減免額	9,296	3,257	27,260	221	2,816

6 不納欠損額の状況

(単位：千円)

税目	年度				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市民税	3,124	962	2,084	903	1,871
法人市民税	180	233	35	330	217
固定資産税	8,046	3,891	4,336	5,682	3,543
軽自動車税	241	169	90	124	111
都市計画税	754	371	491	649	448
市税計	12,345	5,626	7,036	7,687	6,190
国民健康保険税	19,531	4,116	9,163	8,164	6,475
合計	31,876	9,742	16,199	15,851	12,665

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

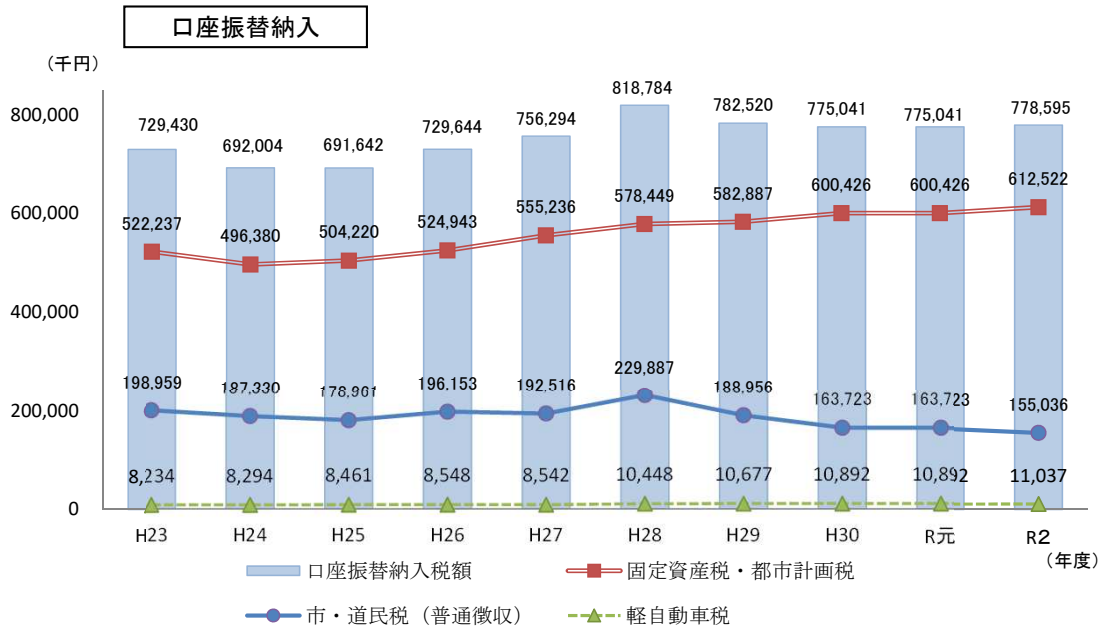
## 7 口座振替及びコンビニ納付の状況

### (1) 利用率

(単位：千円・%)

税 目	年 度	調 定 額 (A)	口 座 振 替		コ ン ビ ニ	
			納 入 額 (B)	利 用 率 (B)/(A)	納 付 額 (C)	利 用 率 (C)/(A)
市・道民税 (普通徴収)	H28	650,814	229,887	35.3	138,085	21.2
	H29	534,227	188,956	35.4	122,925	23.0
	H30	505,765	176,738	34.9	125,531	24.8
	R元	482,402	163,723	33.9	128,826	26.7
	R2	457,650	155,594	34.0	133,193	29.1
固定資産税・ 都市計画税	H28	1,766,240	578,449	32.8	175,047	9.9
	H29	1,767,600	582,887	33.0	186,475	10.5
	H30	1,902,702	593,774	31.2	202,951	10.7
	R元	1,905,607	600,426	31.5	217,344	11.4
	R2	1,902,916	613,380	32.2	230,506	12.1
軽自動車税	H28	72,382	10,448	14.4	34,113	47.1
	H29	74,621	10,677	14.3	36,832	49.4
	H30	77,337	10,739	13.9	39,444	51.0
	R元	79,957	10,892	13.6	41,992	52.5
	R2	81,813	11,089	13.6	44,587	54.5
市 税 計	H28	2,489,436	818,784	32.9	347,245	13.9
	H29	2,376,448	782,520	32.9	346,232	14.6
	H30	2,485,804	781,251	31.4	367,926	14.8
	R元	2,467,966	775,041	31.4	388,162	15.7
	R2	2,442,379	780,063	31.9	408,286	16.7
国民健康保険税 (普通徴収)	H28	768,384	413,784	53.9	134,381	17.5
	H29	711,480	387,356	54.4	129,260	18.2
	H30	700,078	375,439	53.6	138,110	19.7
	R元	709,435	361,341	50.9	128,102	18.1
	R2	704,660	367,093	52.1	134,453	19.1
合 計	H28	3,257,820	1,232,568	37.8	481,626	14.8
	H29	3,087,928	1,169,876	37.9	475,492	15.4
	H30	3,185,882	1,156,690	36.3	506,036	15.9
	R元	3,177,401	1,136,382	35.8	516,264	16.2
	R2	3,147,039	1,147,156	36.5	542,739	17.2

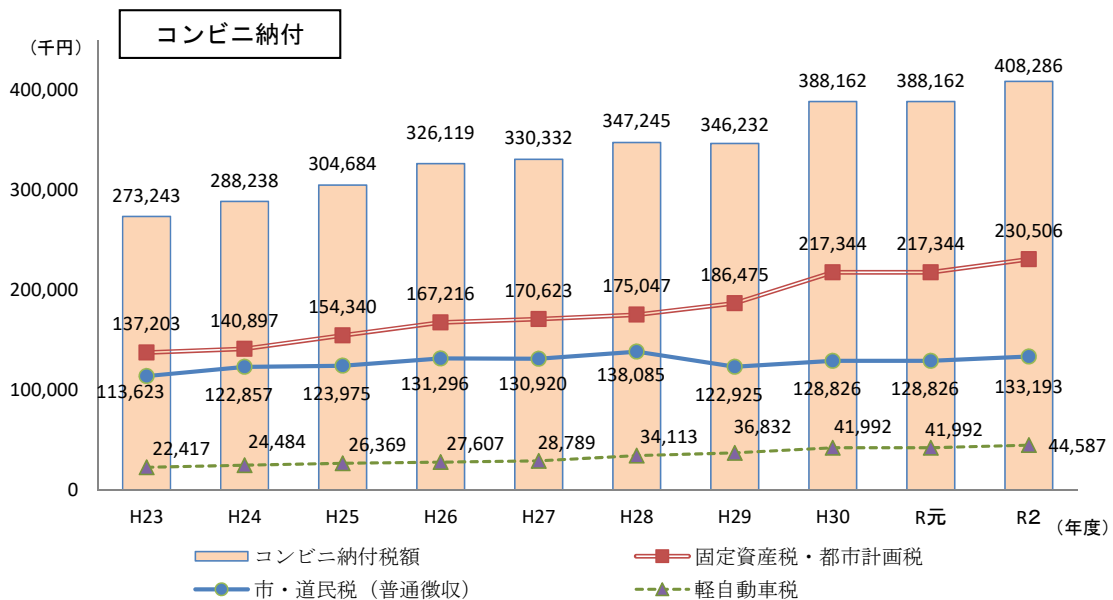
(2) 利用金額の推移



(単位：千円・件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
口座振替納入税額	818,784	782,520	781,251	775,041	778,595
固定資産税・都市計画税	578,449	582,887	593,774	600,426	612,522
市・道民税	229,887	188,956	176,738	163,723	155,036
軽自動車税	10,448	10,677	10,739	10,892	11,037
振替件数(延)	31,705	30,927	30,290	29,892	28,628

※定期口座振替分



(単位：千円・件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
コンビニ納付税額	347,245	346,232	367,926	388,162	408,286
固定資産税・都市計画税	175,047	186,475	202,951	217,344	230,506
市・道民税	138,085	122,925	125,531	128,826	133,193
軽自動車税	34,113	36,832	39,444	41,992	44,587
取扱件数(延)	26,770	26,746	27,759	27,675	29,537

## 8 督促状の発布状況

(単位：件・%)

税 目	年度 期別	令和元年度			令和2年度			前年比 (D)/(B)
		調定件数 (A)	発布件数		調定件数 (C)	発布件数		
			(B)	督促率 (B)/(A)		(D)	督促率 (D)/(C)	
市・道民税 (普通徴収)	1	4,648	779	16.8	4,647	692	14.9	88.8
	2	3,755	717	19.1	3,771	571	15.1	79.6
	3	3,660	668	18.3	3,636	627	17.2	93.9
	4	3,760	606	16.1	3,731	569	15.3	93.9
	計	15,823	2,770	17.5	15,785	2,459	15.6	88.8
固定資産税・ 都市計画税	1	14,159	1,923	13.6	14,131	1,889	13.4	98.2
	2	14,085	1,522	10.8	14,057	1,214	8.6	79.8
	3	14,084	1,584	11.2	14,055	1,309	9.3	82.6
	4	14,083	1,363	9.7	14,053	1,162	8.3	85.3
	計	56,411	6,392	11.3	56,296	5,574	9.9	87.2
軽自動車税	全	11,491	1,350	11.7	11,470	983	8.6	72.8
国民健康保険税 (普通徴収)	1	4,624	579	12.5	4,529	465	10.3	80.3
	2	4,573	537	11.7	4,491	437	9.7	81.4
	3	4,539	550	12.1	4,453	426	9.6	77.5
	4	4,506	533	11.8	4,439	453	10.2	85.0
	5	4,352	530	12.2	4,318	424	9.8	80.0
	6	4,320	495	11.5	4,287	413	9.6	83.4
	7	4,325	527	12.2	4,306	424	9.8	80.5
	8	4,343	485	11.2	4,312	434	10.1	89.5
	9	4,339	484	11.2	4,309	443	10.3	91.5
	10	4,325	470	10.9	4,316	409	9.5	87.0
	計	44,246	5,190	11.7	43,760	4,328	9.9	83.4

## 9 市・道民税の徴収嘱託等の状況

(単位：千円・人)

年度	調定額		収 納 額						完納者数 (人)	収納率 (%)	差押 件数 (件)
	金額	人数	本税	人数	延滞金	人数	合計	人数			
H28	544	8	198	5	9	1	207	5	2	36.4	6
H29	787	9	353	6	28	2	381	6	3	44.9	5
H30	259	3	75	2	0	0	75	2	0	29.0	1
R元	290	3	102	1	6	1	108	2	1	35.2	0
R2	78	2	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0

※徴収嘱託等には徴収嘱託及び直接徴収を含み、引継先は北海道

※対象は、徴収嘱託については市・道民税及びその他の市税(国民健康保険税を含む)、直接徴収については市・道民税の滞納繰越分



## Ⅷ 参 考 資 料

- 1 道内市の採用税率一覧
- 2 道内の市別収納率の状況
- 3 伊達市税条例改正等の変遷

1 道内市の採用税率一覧（令和3年8月1日現在）

税目 市名	個人市民税		法人市民税										
	均等割 (円)	所得割 (%)	均 等 割 (千円)										法人税割 (%)
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
札幌	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	注1 8.2	
函館	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
小樽	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
旭川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
室蘭	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
釧路	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
帯広	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2	
北見	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
夕張	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
岩見沢	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
網走	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
留萌	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
苫小牧	3,500	標準	50	120	130	150	192	480	492	2,100	3,600	注2 8.4	
稚内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
美唄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
芦別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
江別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
赤平	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
紋別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
士別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
名寄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
三笠	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
根室	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
千歳	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
滝川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
砂川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
歌志内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
深川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
富良野	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
登別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
恵庭	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
伊達	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北広島	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
石狩	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北斗	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	

※法人税割の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分、注1)資本等の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人は6.0%適用、注2)資本金等の額3千万円以下の法人は6.0%適用

※岩見沢市に係る都市計画税の括弧書き(0.15)は、都市計画地域のうち用途地域以外で農業振興地域の農用地区域を除いた区域に適用

固定 資産税 (%)	都市 計画税 (%)	軽自動車税 (種別割) (円)	入 湯 税 (円)				鉦 産 税 (%)
			一 般		修 学 旅 行	湯 治	
			宿 泊	日 帰			
1.4	0.3	標準	150	100	60(日帰30)	60(日帰30)	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	150	70	70	1.2(0.9)
1.4	0.3	標準	150	100	-	150(日帰100)	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	250	90	70(日帰40)	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	50	50(日帰30)	30	-
1.4	0.3	標準	150	50(貸室100)	-	-	1.0(0.7)
1.45	0.3	標準・ 超過(1.2倍)	150	50	-	-	1.1(0.9)
1.4	0.3(0.15)	標準	150	50	-	-	1.1(0.8)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.1(0.8)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	60	-	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	100	50	-	50	1.0(0.7)
1.45	0.3	標準	100	100	100	100	1.1(0.8)
1.45	0.3	標準	150	100	-	-	1.1(0.77)
1.4	0.3	標準	150	100	-	-	-
1.45	0.3	標準	-	50	-	-	1.1(0.8)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.2(0.9)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-
1.75	-	標準	150	75	-	45	1.1(0.7)
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	50	課税免除	課税免除	-
1.5	0.3	標準	-	50	-	-	-
1.5	0.2	標準	-	-	-	-	1.0(0.7)
1.7	-	標準	150	50	-	-	1.15(0.85)
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-
1.4	0.3	標準	150	150	150	150	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	300	50	70	70	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	100	課税免除	-	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	300	50	80(日帰40)	50	1.0(0.7)
1.4	0.3	標準	150	75	-	50	-
1.4	0.3	標準	150	50	-	-	1.2(0.9)
1.4	-	標準	150	50	-	-	1.0(0.7)

※入湯税のうち、釧路市は国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等以外の宿泊者は150円、三笠市は日帰りの料金が1,000円以下の場合には課税免除、登別市は義務教育の者は課税免除、伊達市は1泊の宿泊料金が6,000円を超え、かつ総客室数が20室を超える施設以外の宿泊者は150円、また12歳未満の者及び中学生以下の修学旅行生は課税免除

※鉦産税の括弧書きの部分は採掘価格200万円以下の税率

## 2 道内の市別収納率の状況

### (1) 市税の現年課税分収納率（令和2年度）

（単位：％）

税目 市名	個人市民税		固定資産税		都市計画税		軽自動車税 (種別割)		入湯税		国保税(料)	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	99.2	12	98.3	18	98.4	15	99.4	12	98.8	27	94.4	29
函館	98.4	34	97.2	26	97.5	24	99.2	18	97.8	28	94.8	27
小樽	98.9	20	95.7	31	95.8	28	99.4	12	100.0	1	97.0	9
旭川	99.3	8	98.0	22	98.0	21	99.3	16	79.3	29	94.6	28
室蘭	99.3	8	98.8	12	98.4	15	99.6	6	100.0	-	96.5	15
釧路	99.0	17	97.0	27	97.0	25	99.0	25	100.0	1	93.7	33
帯広	98.7	30	98.1	21	98.1	19	98.7	30	100.0	1	92.1	34
北見	98.9	20	98.0	22	98.3	17	99.5	9	100.0	1	95.3	25
夕張	96.2	35	94.9	32	94.2	31	98.5	32	0.0	31	97.2	8
岩見沢	99.3	8	98.0	22	98.0	21	99.2	18	63.2	30	96.7	13
網走	98.9	20	96.9	28	96.9	26	99.1	22	100.0	1	96.8	12
留萌	99.5	4	98.7	15	98.1	19	99.7	3	100.0	-	95.5	23
苫小牧	98.5	33	98.3	18	98.8	10	99.1	22	100.0	1	94.0	32
稚内	98.9	20	94.6	33	94.6	30	99.2	18	100.0	1	94.4	29
美唄	98.8	26	96.3	30	95.5	29	99.0	25	100.0	1	96.7	13
芦別	99.1	15	99.0	10	99.1	6	99.0	25	100.0	1	97.4	6
江別	99.5	4	99.1	7	99.1	6	99.7	3	100.0	1	97.5	4
赤平	99.0	17	98.8	12	98.8	10	98.3	33	100.0	1	96.9	10
紋別	98.8	26	96.9	28	96.9	26	99.0	25	100.0	1	95.9	18
士別	99.9	1	99.8	1	99.8	1	99.9	1	100.0	1	99.2	1
名寄	99.7	3	99.7	2	99.7	2	99.7	3	-	-	97.8	3
三笠	98.7	30	98.6	16	-	-	98.1	34	100.0	1	96.0	16
根室	98.9	20	98.8	12	98.8	10	99.4	12	-	-	94.9	26
千歳	99.4	7	83.5	35	98.7	13	99.4	12	100.0	1	95.6	22
滝川	98.8	26	97.8	25	97.8	23	98.6	31	-	-	95.4	24
砂川	99.8	2	99.2	6	99.2	5	99.9	1	-	-	99.0	2
歌志内	98.9	20	99.1	7	-	-	97.5	35	100.0	1	91.5	35
深川	99.2	12	98.6	16	98.6	14	99.1	22	100.0	1	96.0	16
富良野	99.0	17	98.3	18	98.3	17	99.6	6	100.0	1	97.3	7
登別	98.7	30	92.7	34	92.7	32	99.2	18	100.0	1	95.7	21
恵庭	99.2	12	99.0	10	99.0	9	99.6	6	100.0	1	95.9	18
伊達	99.3	8	99.1	7	99.1	6	99.5	9	100.0	1	96.9	10
北広島	99.5	4	99.7	2	99.7	2	99.5	9	100.0	1	97.5	4
石狩	99.1	15	99.4	4	99.4	4	99.3	16	100.0	1	95.8	20
北斗	98.8	26	99.3	5	-	-	98.9	29	100.0	1	94.4	29
加重平均率	99.1		97.7		98.2		99.3		98.4		94.9	
単純平均率	99.0		97.6		97.9		99.2		94.8		95.9	

(2) 市税の年度別収納率（現年・滞繰合計）

（単位：％）

市名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	98.1	3	98.5	2	98.8	2	98.9	2	98.3	5
函館	95.6	16	96.4	11	96.8	13	96.9	13	95.9	21
小樽	72.7	35	72.3	35	72.7	35	74.1	35	73.6	35
旭川	94.6	22	95.0	23	95.6	23	96.1	20	96.0	19
室蘭	96.1	10	96.5	10	96.9	11	97.6	10	97.3	9
釧路	90.9	33	92.0	32	92.6	31	93.7	30	94.7	25
帯広	95.8	12	96.3	14	96.8	13	97.1	11	96.9	11
北見	95.6	16	95.9	17	96.0	20	96.4	18	96.2	16
夕張	93.8	25	93.9	26	94.5	26	95.0	25	92.4	29
岩見沢	94.2	23	95.2	22	96.6	15	97.0	12	96.7	14
網走	92.5	28	94.4	24	94.7	25	94.6	26	93.8	27
留萌	94.9	20	95.5	21	95.9	22	96.6	16	97.0	10
苫小牧	94.8	21	96.3	14	96.5	17	96.6	16	95.9	21
稚内	92.3	29	93.1	28	93.0	30	93.2	31	92.3	30
美唄	91.4	31	91.9	33	92.6	31	92.8	32	92.6	28
芦別	94.2	23	94.1	25	94.5	26	94.4	27	94.6	26
江別	97.2	5	97.7	4	97.9	6	98.1	7	97.8	8
赤平	96.5	9	96.9	9	96.9	11	96.7	14	96.8	12
紋別	95.0	19	95.9	17	96.6	15	96.1	20	95.5	23
士別	96.6	7	96.4	11	97.8	7	99.4	1	99.6	1
名寄	98.7	1	98.8	1	98.9	1	98.9	2	99.4	2
三笠	92.6	27	92.2	29	91.7	33	91.4	33	90.9	33
根室	95.2	18	96.4	11	97.1	10	95.5	23	96.1	18
千歳	97.4	4	97.7	4	98.0	4	98.6	4	91.2	32
滝川	88.6	34	88.9	34	89.1	34	89.7	34	89.5	34
砂川	98.2	2	98.4	3	98.6	3	98.6	4	98.6	3
歌志内	93.4	26	93.7	27	95.1	24	95.3	24	96.0	19
深川	95.8	12	95.7	20	96.0	20	96.2	19	96.2	16
富良野	95.7	15	95.9	17	96.3	18	96.7	14	96.5	15
登別	91.2	32	92.2	29	93.4	28	94.1	28	91.8	31
恵庭	95.9	11	97.0	8	97.6	9	97.9	9	98.0	6
伊達	96.8	6	97.3	7	97.8	7	98.0	8	98.0	6
北広島	96.6	7	97.4	6	98.0	4	98.4	6	98.4	4
石狩	91.9	30	92.1	31	93.4	28	94.0	29	95.3	24
北斗	95.8	12	96.0	16	96.2	19	96.0	22	96.8	12
加重平均率	95.7		95.7		96.8		97.1		96.4	
単純平均率	94.2		94.7		95.2		95.4		95.0	

※国民健康保険税（料）を除く。

## (3) 国民健康保険税(料)収納率(現年・滞繰合計)

(単位：%)

市名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	81.74	15	83.46	13	85.42	10	86.94	9	87.16	12
函館	67.27	32	72.92	30	76.54	28	80.72	23	83.76	22
小樽	86.48	7	86.22	6	87.75	5	88.60	5	89.90	6
旭川	73.65	27	76.67	24	78.63	25	81.77	19	85.52	17
室蘭	73.77	25	74.58	28	75.36	29	77.42	31	79.44	30
釧路	66.48	33	68.19	34	71.98	32	78.43	27	82.41	26
帯広	73.77	25	75.34	27	77.71	27	80.63	24	82.82	24
北見	84.17	9	84.58	10	85.08	12	86.59	11	88.50	8
夕張	88.03	5	84.49	11	86.40	9	87.25	7	88.24	9
岩見沢	81.55	16	85.02	7	88.30	4	89.62	4	91.24	4
網走	84.61	8	84.71	9	85.26	11	85.18	16	86.69	15
留萌	75.21	23	76.77	23	78.92	23	81.03	22	83.96	19
苫小牧	76.15	19	78.71	19	80.53	19	81.41	21	82.21	27
稚内	72.19	29	74.41	29	74.69	30	76.54	32	78.19	31
美唄	68.84	30	69.90	31	73.83	31	77.61	30	82.61	25
芦別	82.13	13	82.22	15	83.22	15	82.64	18	83.77	21
江別	82.15	11	83.14	14	84.87	13	86.04	12	87.15	13
赤平	79.11	17	79.11	18	80.09	20	81.42	20	84.75	18
紋別	82.15	11	84.78	8	87.09	8	85.96	13	87.76	10
士別	92.87	1	93.10	1	93.86	1	94.26	1	95.24	1
名寄	91.29	2	92.73	2	93.67	2	93.52	3	93.42	3
三笠	81.76	14	76.33	25	79.17	22	78.04	29	79.56	29
根室	76.10	21	80.60	16	83.22	15	85.06	17	83.93	20
千歳	83.83	10	83.62	12	83.63	14	85.46	14	86.52	16
滝川	75.55	22	77.00	22	78.92	23	80.48	25	81.58	28
砂川	89.68	3	91.74	3	93.28	3	94.05	2	95.16	2
歌志内	67.94	31	69.88	32	71.06	33	73.57	34	76.40	34
深川	88.22	4	87.80	4	87.66	6	86.97	8	87.60	11
富良野	87.14	6	87.63	5	87.15	7	88.39	6	89.91	5
登別	65.58	34	68.43	33	70.61	34	74.29	33	77.07	32
恵庭	72.40	28	77.86	21	82.60	18	85.26	15	86.95	14
伊達	75.16	24	76.07	26	78.19	26	79.94	26	83.66	23
北広島	76.15	19	78.56	20	83.14	17	86.69	10	89.10	7
石狩	58.55	35	58.97	35	60.97	35	64.23	35	68.82	35
北斗	78.46	18	79.41	17	79.84	21	78.21	28	76.67	33
加重平均率	77.79		79.85		82.01		84.15		85.54	
単純平均率	78.29		79.57		81.39		82.98		84.79	

### 3 伊達市税条例改正等の変遷

年月日	科 目	改 正 内 容
S25. 9. 2	町 民 税	伊達町税条例制定 均 等 割 個人 500円 法人 2,000円
	固 定 資 産 税	所 得 割 税 率 所得税額の100分の20 税 率 100分の1.6 免 税 点 1万円
	自 転 車 税	自 転 車 年1台 300円
	荷 車 税	荷積牛馬車 保道車 年1台 1,000円 鉄 輪 年1台 800円 荷積大車 年1台 500円 荷積小車 年1台 300円 リヤカー 年1台 300円
	電 気 ・ ガ ス 税	税 率 100分の10
	鉱 産 税	税 率 100分の1.2
	木 材 引 取 税	税 率 100分の6
	広 告 税	第 1 種 1. 交通運輸機関によるもの 2. 入場券等によるもの 3. 請負委託によるもの 以上の広告料の100分の10 第 2 種 1. 立看板によるもの 1ヶ 50円 2. ポスター等によるもの 1枚 10円 3. チラシ・カレンダー等によるもの 1枚につき 50円 4. 建植・看板等によるもの 1坪につき年 300円
	入 湯 税	税 率 1人1日 20円
	接 客 人 税	税 率 芸者又は酌婦 1人月 300円 ダンサー・女給 1人月 200円 旅館の女中 1人月 100円 その他の接待人 1人月 100円
	犬 税	税 率 年1頭 200円
	ミ シ ン 税	税 率 年1台 300円
	特 別 家 畜 税	税 率 年 明け2才の牛馬 1頭 200円 年 明け2才以上の雌山羊 1頭 100円
26. 7. 1	町 民 税	均 等 割 個人 400円 所 得 割 法人 課税総所得金額の 2万円以下の金額 100分の6.5 2万円を超える金額 100分の8 6万円を超える金額 100分の9 10万円を超える金額 100分の10
	町 民 税	法人税割 100分の16

年月日	科目	改正内容
27. 3. 25	固定資産税	税率 100分の3 免税点 償却資産 3万円
	荷車税 町民税	荷積牛馬車 保道車 年 1,300円 所得割 所得税額の100分の20 法人税割 100分の15
27. 12. 12	広告税	廃止
27. 3. 25	接客人税	廃止
	固定資産税	税率 100分の2.7
29. 7. 27	自転車税	普通自転車 年 300円 動力付自転車 年 500円
	町民税	均等割 個人 300円 伊達町税条例全部改正 所得割 所得税額の100分の15 法人税割 100分の9
30. 12. 10	固定資産税	税率 100分の2.5 免税点 償却資産 5万円
	自転車荷車税	自転車税及び荷車税を改める 原動機付自転車 年 750円
	町たばこ消費税	創設 税率 115分の10
	特別家畜税	雌山羊明け2才以上を満1才以上に改正
	固定資産税 町たばこ消費税 町民税	免税点 償却資産 10万円 税率 100分の9 所得割 所得税額の100分の18 法人税割 100分の9.7
32. 9. 25	自転車荷車税	原動機付自転車 年 750円を 50cc以下 500円 90cc以下 800円 90ccを超えるもの 1,000円
	木材引取税	税率 100分の5
33. 3. 12	入湯税	廃止
	町民税	所得割 所得税額の100分の22
33. 7. 28	固定資産税	税率 100分の2
	犬税	廃止
	ミシン税	廃止
	特別家畜税	廃止
	軽自動車税	自転車荷車税を軽自動車税に改める 原動機付自転車 第1種 50ccまで 500円 第2種 90ccまで 800円 第3種 125ccまで 1,000円 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 2輪の小型自動車 2,500円
	町たばこ消費税	税率 100分の11
	木材引取税	税率 100分の2



年月日	科目	改正	内容
33. 12. 25	町民税	所得割	税率 所得税額の100分の24
34. 7. 29	固定資産税	免税点	土地2万円・家屋3万円・償却資産15万円
36. 8. 9	軽自動車税	軽自動車税	その他 1,500円を 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪以上の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円
36. 9. 28	固定資産税	税率	100分の1.7
36. 12. 19	町民税	所得割	準拠税率 総所得金額が 10万円以下の金額 100分の2 10万円を超える金額 100分の3 20万円を超える金額 100分の4 50万円を超える金額 100分の5 100万円を超える金額 100分の6 150万円を超える金額 100分の7 250万円を超える金額 100分の8 400万円を超える金額 100分の9 600万円を超える金額 100分の10 1,000万円を超える金額 100分の11 2,000万円を超える金額 100分の12 3,000万円を超える金額 100分の13 5,000万円を超える金額 100分の14
37. 5. 8	町たばこ消費税	税率	100分の12
	電気・ガス税	税率	100分の9
38. 7. 26	町たばこ消費税	税率	100分の13.4
	電気・ガス税	税率	100分の8
38. 9. 28	軽自動車税	小型特殊自動車を加える	小型特殊車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円
39. 6. 27	町たばこ消費税	税率	100分の15
	電気・ガス税	税率	100分の7
40. 5. 14	町民税	法人税割	100分の10.1
	軽自動車税	4輪以上の乗用	4,500円
41. 5. 7	町民税	法人税割	100分の10.7
	固定資産税	免税点	土地8万円・家屋5万円・償却資産30万円
42. 6. 23	町民税	均等割	法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 4,000円 上記以外の法人等 年 2,400円
	町たばこ消費税	税率	100分の18.1
43. 12. 14	固定資産税	税率	100分の1.6
44. 5. 10	軽自動車税	4輪以上の専ら雪上を走行するもの	1,500円
45. 3. 18	固定資産税	税率	100分の1.5
45. 12. 15	固定資産税	税率	100分の1.4

年月日	科目	改正内容
48. 7. 11	固定資産税	免税点 土地15万円・家屋 8万円・償却資産 100万円
	電気・ガス税	税率 100分の6
	鉱産税	税率 100分の1
48. 10. 1	特別土地保有税	創設
		税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3
		免税点 5,000㎡に満たない場合
49. 4. 30	市民税	均等割 法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 7,000円 上記以外の法人等 年 4,000円
		法人税割 100分の14.5
	電気税	税率 100分の6
	ガス税	税率 100分の5
49. 12. 30	電気税	税率 100分の5
	ガス税	税率 100分の4
50. 6. 24	ガス税	税率 100分の3
51. 4. 15	市民税	均等割 個人 1,000円 法人 12,000円、20,000円、40,000円
	軽自動車税	原動機付自転車 第1種 50cc以下 650円 第2種 90cc以下 1,000円 第3種 125cc以下 1,300円
		軽自動車 2輪 2,000円 3輪 2,600円 4輪乗用営業 5,200円 " 自家用 5,900円 4輪貨物営業 2,900円 " 自家用 3,300円 専ら雪上 2,000円 小型特殊農耕 1,300円 " その他 3,900円 2輪小型自動車 3,300円
	ガス税	税率 100分の2
52. 2. 16	都市計画税	創設
		税率 100分の0.2
52. 5. 9	市民税	均等割 法人 13,000円、40,000円、134,000円
53. 4. 28	市民税	均等割 法人 13,000円、40,000円、134,000円 560,000円、1,000,000円
54. 4. 2	前納報奨金	廃止
54. 5. 9	軽自動車税	原動機付自転車 第1種 50cc以下 700円 第2種 90cc以下 1,100円 第3種 125cc以下 1,450円

年月日	科目	改正	内容
	軽自動車税	軽自動車	2輪 2,200円 3輪 2,850円 4輪乗用営業 5,200円 4輪乗用自家用 6,500円 4輪貨物営業 2,900円 " 自家用 3,650円 専ら雪上 2,200円 小型特殊農耕 1,450円 " その他 4,300円 2輪小型自動車 3,650円
54.10.9	固定資産税	税率	100分の1.5 (昭和55年度から平成元年まで)
55.4.25	市民税	均等割	個人 1,400円
		所得割	準拠税率
55.7.2	入湯税	創設	
		税率	入湯客1人1日 150円
56.4.28	市民税	法人税割	100分の14.7
58.5.12	市民税	均等割	法人 27,000円、80,000円、100,000円、 270,000円、1,000,000円、1,500,000円
59.4.27	市民税	均等割	法人 48,000円、144,000円、180,000円、 480,000円、2,100,000円、3,600,000円
59.5.9	軽自動車税	原動機付自転車	第1種 50cc以下 1,000円 第2種 90cc以下 1,200円 第3種 125cc以下 1,600円
		軽自動車	2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 4輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 専ら雪上 2,400円
		小型特殊自動車	農耕用 1,600円 その他 4,700円
		二輪の小型自動車	4,000円
60.4.6	市民税	均等割	個人 2,000円
	軽自動車税	原動機付自転車	三輪以上のもの 0.02リットル又は0.25キロワット 超のもの 2,500円
	市たばこ消費税	従価割	100分の14.3
		従量割	1,000本につき 350円
61.4.1	木材引取税	廃止	
	市たばこ消費税	従価割	小売定価の合計額-法附則第30条の3の控除額 税率 100分の14.3

年月日	科目	改正内容																																
62. 5. 11	市たばこ消費税	従量割 1,000本につき 640円 (特例 昭和61. 5. 1～昭和62. 3. 31)																																
62. 12. 4	市民税	臨時措置の適用期限を昭和62年12月31日まで延長 所得割税率の改正																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">昭和63年度分</th> <th colspan="2">昭和64年度以後の年度分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>130万円 "</td> <td>7%</td> <td>130万円 "</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>260万円 "</td> <td>8%</td> <td>300万円 "</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>460万円 "</td> <td>10%</td> <td>450万円 "</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>950万円 "</td> <td>11%</td> <td>900万円 "</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>1,900万円 "</td> <td>12%</td> <td>2,000万円 "</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	昭和63年度分		昭和64年度以後の年度分		60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%	60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%	130万円 "	7%	130万円 "	7%	260万円 "	8%	300万円 "	8%	460万円 "	10%	450万円 "	10%	950万円 "	11%	900万円 "	11%	1,900万円 "	12%	2,000万円 "	12%
昭和63年度分		昭和64年度以後の年度分																																
60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%																															
60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%																															
130万円 "	7%	130万円 "	7%																															
260万円 "	8%	300万円 "	8%																															
460万円 "	10%	450万円 "	10%																															
950万円 "	11%	900万円 "	11%																															
1,900万円 "	12%	2,000万円 "	12%																															
63. 6. 13	市たばこ消費税	臨時措置の適用期限を昭和63年3月31日まで延長																																
	市たばこ消費税	臨時措置の適用期限を昭和64年3月31日まで延長																																
	固定資産税	宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																
	都市計画税	宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																
63. 12. 30	市民税	分離課税に係る所得割額の税率を7段階から3段階に改正 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%																																
		退職所得控除額の引上げ 非課税の合計所得額を125万円に引上げ、寡夫を非課税の対象に加える 均等割の非課税限度額を26万円に引上げ 所得割の非課税限度額を32万円に引上げ 寄附金控除額の創設																																
H元. 3. 31	市民税	所得割の税率を7段階から3段階に改正 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%																																
		長期譲渡所得に係る課税の特例 (ア) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (イ) " 4,000万円を超える場合は160万円と 課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に 相当する金額との合計額																																
		株式等の譲渡に係る課税の特例 株式の譲渡益について(所得税において源泉分離課税を選択した場合を除く) 4%の税率による申告分離課税を適用優良住宅地の 造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例																																
	市たばこ税	市たばこ消費税を市たばこ税とし、税率を従量割1,000本につき 1,997円(旧3級品については1,000本につき 948円)																																
	電気税	廃止																																
	ガス税	廃止																																

年月日	科目	改正内容
2. 3. 27	軽自動車税	電気自動車に係る軽減税率の適用を平成2年度まで延長 平成2年度排出ガス規制適合車に対し平成2年度まで軽減税率を適用
2. 3. 31	市民税	均等割の非課税限度額を28万円に引上げ 所得割の非課税限度額を34万円に引上げ みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に係る税率の改正
3. 3. 22	市民税	損害保険料控除の創設 超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例期限の延長（平成5年度まで） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例期限の延長（平成4年度まで） 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例期限の延長（平成4年度まで）
3. 3. 30	市民税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、4万円を加算 所得割の非課税限度額を15万円に引上げ 所得割税率適用区分の引上げ 120万円 → 160万円 500万円 → 550万円
	固定資産税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成3年度から平成5年度まで） 免税点の引上げ 土地 15万円 → 30万円 家屋 8万円 → 20万円 償却資産 100万円 → 150万円
	都市計画税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成3年度から平成5年度まで）
	軽自動車税	昭和60年2月15日前に取得したミニカーに対する特例税率の廃止 平成2年度排出ガス規制適合車に対する特例税率の廃止 電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年延長
	特別土地保有税	保有税を適用しない範囲の改正
3. 12. 16	市民税	市街化区域以外の土地で取得後10年を経過した土地 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例期限の延長（平成8年度まで） 超短期所有土地の譲渡に係る事業所得の課税の特例期限の延長（平成10年度まで） 長期譲渡所得の税率を一律6%に引下げ 優良住宅地造成のための長期譲渡所得の税率を一律3.4%に引下げ 特例期限を延長（平成9年度まで） 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例の廃止 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税率適用区分の拡大（6,000万円）
	特別土地保有税	遊休土地の所有者に課する保有税の創設

年月日	科目	改正内容
4. 4. 1	組織の変更	税務課を課税課と納税課に分離 収納消込機械（OCR）導入
4. 6. 19	市民税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人4万円の加算額を7万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を15万円から19万円に引上げ 肉用牛の売却による事業所得を有する者がみなし法人課税を選択した場合の市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降） みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降）
5. 4. 23	軽自動車税 市民税	電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年再延長 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人7万円の加算額を11万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を19万円から25万円に引上げ
5. 6. 24	固定資産税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで） 住宅用地等に係る課税標準の特例措置の改正 住宅用地 2分の1 → 3分の1 小規模住宅用地 4分の1 → 6分の1
	都市計画税	評価替えに伴う負担軽減措置の改正（平成6年度から平成8年度まで） 住宅用地に係る課税標準の特例措置の導入 住宅用地 3分の2 小規模住宅用地 3分の1
	特別土地保有税	保有分に係る特別土地保有税から控除される固定資産税相当額の特例の改正
6. 3. 25	市民税	市民税の減免 均等割 地方自治法第260条の2第1項による地縁による団体を追加
6. 3. 31	市民税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人11万円の加算額を15万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を25万円から30万円に引上げ 特別減税の実施（6年度分の所得割額の20%を減税する） 均等割 法人 60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円
	固定資産税	農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）
	都市計画税	農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）
	特別土地保有税	取得分に係る課税標準の改正（平成6年度から平成8年度まで）
7. 3. 31	市民税	阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例 特別減税の実施（7年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する） 所得割税率の調整 200万円以下の金額 3% 700万円以下の金額 8%

年月日	科目	改正内容
		700万円を超える金額 11%
	固定資産税	評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度から平成8年度まで）
		公衆浴場の用に供する固定資産に係る軽減措置
7. 7. 3	軽自動車税	電気自動車に係る税率の特例措置の廃止
	市民税	個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率の引上げ 課税標準額 4,000万円以下 5.5% 4,000万円超 6.0%
8. 3. 27	賦課徴収	市税に係る督促手数料の廃止
8. 3. 29	市民税	特別減税の実施 （8年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する） 均等割（個人） 標準税率とする
	固定資産税	地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和
	都市計画税	地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和
9. 3. 31	市民税	特別減税の廃止 所得割税率の改正（分離課税に係る所得割の税率も含む） 700万円を超える金額 12%
	軽自動車税	小型特殊自動車のうち、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む）を削除し、農耕作業用のものとする
	市たばこ税	税率改正 たばこ（旧3級品外）1,000本につき2,434円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,155円
	固定資産税	宅地に係る税負担の調整措置（平成9年度から平成11年度まで） 再建築価格の基礎となる単価の見直し
	都市計画税	宅地の引下げ措置及び据え置き措置等の減額措置（平成9年度から平成11年度まで）
10. 3. 26	市民税	特別減税の実施 平成10年度分の所得割額から定額による特別減税 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき8,500円
		特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除制度の創設
10. 3. 31	市民税	納税管理人制度についての条例改正 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の引下げ 課税標準額 6,000万円以下 4.0% 6,000万円超 5.5%
		所得割非課税の引上げ 現行 34万円 → 35万円
	特別土地保有税	地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正
10. 12. 14	市民税	法人均等割の区分に特定非営利活動促進法に基づき設立された法人を加え、同法人の減免規定を加える
11. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額の加算額を30万円から31万円に引上げ 定額による特別減税の廃止 定率による税額控除の実施（11年度分以後の所得割額の15%（上限

年月日	科目	改正内容
		4万円)を控除する) 所得割 税率の改正 700万円を超える金額 10% 特定扶養親族に係る控除額を45万円に引上げ(平成12年度から適用) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率を4%に改正(平成11年、平成12年について適用) 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設(平成11年、12年について適用)
	市たばこ税	税率改正 たばこ(旧3級品外) 1,000本につき2,668円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,266円
	固定資産税・都市計画税	用途変更宅地及び類似用途変更宅地に係る課税標準の経過措置
12. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額の加算額を31万円から32万円に引上げ 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設
	固定資産税	商業地等に係る負担水準の特例 負担水準 75%(H14は70%)を超える →課税標準 75%(H14は70%)まで引下げ 負担水準 60%以上75%(H14は70%)以下 →課税標準据置 負担水準 60%未満 →負担水準に応じ負担調整 調整率 1.025~1.15
13. 3. 30	市民税	著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置 据置要件 負担水準45%以上で価格下落率0.12以上 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人15万円の加算額を16万円に引上げ 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の特例期限の延長(平成16年度まで)
13. 9. 26	市民税	商品先物取引の雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の創設
14. 3. 29	市民税	株等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の改正 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人16万円の加算額を20万円に引上げ
15. 3. 31	市民税	所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人32万円の加算額を36万円に引上げ 配当所得及び株式譲渡所得に係る個人市民税の課税方法の見直し 控除対象配偶者が配偶者控除に上乗せして適用される配偶者特別控除の廃止(平成17年度から)
	固定資産税	商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の1とする措置を実施
	軽自動車税	平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設 申告書用紙の全国標準化に対応するための変更



年月日	科目	改正内容
16. 3. 31	市たばこ税	税率改正（平成15年7月1日から） たばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,412円
	特別土地保有税	平成15年度以降の新規課税を停止 特別土地保有税審議会の廃止
	都市計画税	商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の2とする措置を実施 平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設
16. 3. 31	市民税	均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを3,000円に統一、あわせて生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止 老年者控除の廃止（平成18年度から） 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人20万円の加算額を18万円に引下げ 所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人36万円の加算額を35万円に引下げ 土地、建物等の譲渡所得に係る課税の特例を改正 上場株式等以外の株式等の譲渡所得の金額に係る税率を引下げ
17. 3. 31	固定資産税 市民税	制限税率の廃止 ・老年者に対する125万円以下非課税措置を平成18年度から段階的に廃止
18. 3. 1	入湯税	・入湯税の課税免除に「修学旅行の中学生」を加える ・入湯税の税率（入湯客1人1日150円）を以下に改正 一般入湯客 日帰50円 宿泊（1泊につき）150円 修学旅行の学生（高校生以上のもの） 日帰40円 宿泊（1泊につき）80円 療養のため引き続き7日以上（6泊以上）滞在する湯治客 宿泊（1泊につき）50円
18. 3. 31	市民税	・個人市民税の非課税限度額の改正 ア 均等割の非課税限度額 所得金額 ≤ 28万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額16万8千円 イ 所得割の非課税限度額 所得金額 ≤ 35万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額32万円 ・地震保険料控除の創設、地震保険料の2分の1相当額の所得控除（平成20年度から適用） ・所得税から個人市民税への税源移譲 所得割の税率を一律6%に改正（平成19年度から適用） ・定率減税の廃止（平成19年度から適用）
	固定資産税	・耐震改修促進税制の創設、税額を2分の1とする減額措置 ・土地の負担調整措置

年月日	科目	改正内容
19. 3. 30	軽自動車税 市たばこ税 市民税 固定資産税	<p>ア 商業地等の宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担水準が70%を超えるものは、当該年度評価額の70%を課税標準額とする。</li> <li>・負担水準が60%以上70%以下は、前年度課税標準額を据え置く。</li> <li>・負担水準が60%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし当該額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額、評価額の20%を下回る場合は20%相当額とする。</li> </ul> <p>イ 住宅用地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担水準が80%以上は、前年度課税標準額を据え置く。</li> <li>・負担水準が80%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額に特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額(本則課税標準額)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が本則課税標準額の80%を上回る場合は80%相当額、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限税率を標準税率の1.5倍とする</li> <li>・税率改正(平成18年7月1日から)           <ul style="list-style-type: none"> <li>たばこ(旧3級品以外) 1,000本につき3,298円</li> <li>旧3級品たばこ 1,000本につき1,564円</li> </ul> </li> <li>・上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡に係る市民税の課税の特例           <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税の特例について、平成16年1月1日から平成19年12月31日までとしている軽減税率、住民税3%、所得税7%の適用を1年延長し、平成20年12月31日までとする。</li> </ul> </li> <li>・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例           <ul style="list-style-type: none"> <li>3年超保有していた特定株式を一定の要件により譲渡したときは、その譲渡益を2分の1に軽減する特例の期限を平成21年3月31日まで2年延長する。</li> </ul> </li> <li>・条約適用利子及び配当等に係る個人の市民税の課税の特例           <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割の納税義務者が支払いを受ける特定外国配当のうち、一定の上場株式の配当に対する課税の特例について軽減税率5%が適用される期限を平成21年3月31日まで1年延長する。</li> </ul> </li> <li>・保険料に係る個人の市民税の課税の特例           <ul style="list-style-type: none"> <li>租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その年の総所得金額等から控除する。</li> </ul> </li> <li>・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特別措置の創設           <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修を行い、その旨を市に申告した場合に限り、工事が完了した年の翌年分のみ、その住宅に係る固定資産税の3分の1(100㎡までを限度)を減額する。</li> </ul> </li> </ul>

年月日	科目	改正内容
19. 4. 1	組織の変更	課税課と納税課を統合、税務課に機構改革
19. 6. 15	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託法の制度に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>人格のない社団、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に、法人税割額によって法人市民税を課する。</li> </ul> </li> </ul>
20. 4. 1	組織の変更	税務課に収納担当参事を置く
20. 4. 30	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人制度に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>収益事業を行わない人格のない社団等については、市民税を非課税とする。</li> <li>人格のない社団等、公益法人等で資本金の額又は出資金の額を有しない法人について、均等割は最低税率を適用する。</li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の省エネ改修促進税制の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年1月1日にある住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅は除く）について、省エネ基準に適合する旨の書類を添付して改修後3月以内に申告がされた場合には、改修工事が完了した年の翌年度に限り、その住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり120㎡相当分が限度）の3分の1を減額する。</li> </ul> </li> </ul>
20. 9. 19	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対する寄附金税制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 適用限度額を超える部分について、所得割額の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額を控除する。</li> <li>イ 控除方法を所得控除から税額控除に改める。</li> <li>ウ 寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限額 総所得金額等の25%→総所得金額等の30%</li> <li>・適用下限額 10万円→5千円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・上場株式等の譲渡所得・配当所得等に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率10%（うち住民税3%）を、平成20年末をもって廃止する。平成21年以降は20%（うち住民税5%）とする。</li> <li>イ 特例措置として、平成21年と平成22年の2年間は、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について10%（うち住民税3%）の税率を適用する。</li> <li>ウ 上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。</li> </ul> </li> <li>・公益法人制度改革に伴う法人市民税均等割の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する。</li> <li>イ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とする。</li> </ul> </li> <li>・個人市民税における公的年金からの特別徴収制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

年月日	科目	改正内容
20. 12. 15	市民税	<p>を受給されている65歳以上の方（ただし、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方や特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方については対象としない。）</p> <p>イ 対象税額 公的年金等に係る所得に対する所得割額と均等割額</p> <p>ウ 徴収方法 年6回の特別徴収対象年金給付の支払の際には特別徴収の方法により行う。</p> <p>エ 実施日 平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施する。</p> <p>・個人市民税における寄附金税制の拡充</p> <p>ア 寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く）のうち地域における住民の福祉の増進に寄附するものとして市が指定したものを追加（寄附金控除対象法人名は伊達市税条例施行規則に規定）</p> <p>イ 従前の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道民税について4%、市民税について6%とし、この場合において、北海道が指定した寄附金については道民税から、市が指定した寄附金については市民税からそれぞれ控除</p>
21. 3. 31	市民税	<p>・優良住宅地造成等のための長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。</p> <p>・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の適用期限の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率（市民税1.8%、道民税1.2%）とする。</p>
21. 6. 4	固定資産税	<p>・特例措置の創設 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産について、非課税とする。</p> <p>・土地の負担調整措置</p> <p>ア 商業地等の宅地 平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> <p>イ 住宅用地 平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> <p>・長期優良住宅に対する軽減措置</p> <p>ア 対照要件（①から③までの要件すべてを満たす場合）</p> <p>①市建築課で長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅</p> <p>②平成21年6月4日から平成22年3月31日迄の間に新築された住宅</p> <p>③居住部分の床面積が50㎡以上（1戸建て以外の賃貸住宅にあっては40㎡以上）280㎡以下であること。</p>

年月日	科目	改正内容
21. 6. 16	市民税	<p>※併用住宅の場合は居住用の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること。</p> <p>イ 軽減となる額 住宅部分床面積が120㎡相当分までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額</p> <p>ウ 減額の期間 ①一般の住宅（②以外の住宅） 新築後5年間 ②3階建て以上の中高層耐火住宅等 新築後7年間</p> <p>エ 申告の時期 新築した翌年の1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定書を添付の上、提出</p> <p>・住宅ローン減税の拡充及び個人市民税における住宅ローン特別控除の創設 平成20年限りとされていた所得税の住宅ローン特別控除について、適用期間が5年間延長されるとともに、住宅ローン控除対象残高限度額、控除率等が改正され、それに伴い、個人市民税にも「住宅ローン特別控除制度」を創設する。</p> <p>ア 所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人市民税から税額控除する。 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等の額に100分の3を乗じて得た額（58,500円を超えるときは58,500円）</p> <p>イ 特例の期間 平成21年から平成25年までに入居した者を対象とする。</p> <p>ウ 確認の手続きのために必要な措置 給与支払報告書（源泉徴収票）等について必要な改正を行い市に対する申告は不要とする。（税源移譲住宅ローン特別控除の経過措置分（平成11年から平成18年までに入居した者が対象）についても申告不要）</p> <p>・特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設 土地取引を活性化し内需を刺激するための施策として、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得（一定要件有）をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、この土地等に係る長期譲渡所得の金額が1,000万円（長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合は、その長期譲渡所得の金額）を控除する。</p>
22. 3. 31	市民税	<p>・公的年金の特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金の所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計金額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。</p>
22. 6. 17	市民税	<p>・年少扶養控除の廃止 平成24年度から扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控</p>

年月日	科目	改正内容
23. 6. 28	市たばこ税 市民税 固定資産税	<p>除を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定扶養控除上乗せ部分の廃止 平成24年度から特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。</li> <li>・生命保険料控除の改組 平成25年度から介護保障又は医療保障を内容とした保険料について、一般生命保険料控除と別枠で所得控除を設ける。</li> <li>・少額株式投資非課税制度の創設 平成25年度から非課税の口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設する。</li> <li>・税率改正（平成22年10月1日から） たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 4,618円 旧3級品たばこ 1,000本につき 2,190円</li> <li>・東日本大震災に係る雑損控除の特例 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度市民税での適用を可能とする。</li> <li>・東日本大震災に係る住宅ローン減税の適用の特例 住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても、平成25年度分市民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。</li> <li>・東日本大震災により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 東日本大震災により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。</li> </ul>
23. 6. 30	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金税制の拡充 ア 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附であっても、条例において個別に指定することにより、市民税の寄附金税額控除の対象とすることができる。 イ 個人市民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引下げ</li> </ul>
23. 12. 15	市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税罰則の見直し</li> <li>・国税の見直し内容にあわせた所要の罰則の見直し</li> <li>・過料3万円を10万円に引き上げ</li> </ul>
24. 3. 21	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災に係る雑損控除の特例 平成23年6月28日の改正について、損失対象金額等の取扱を一部修正する。</li> <li>・個人市民税の均等割の引上げ 平成26年度から平成35年度までの間、500円引き上げて年額3,500円とする。</li> <li>・退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の廃止 平成25年1月1日以後に支払われる退職所得等について適用する。</li> </ul>

年月日	科目	改正内容
24. 3. 31	市たばこ税 市民税 固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正（平成25年4月1日から） たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 5,262円 旧3級品たばこ 1,000本につき 2,495円</li> <li>・年金所得者の申告手続の簡素化 寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。</li> <li>・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長（平成24年度～平成25年度）</li> <li>・土地の負担調整措置を3年延長（平成24年度～平成26年度）</li> <li>・住宅用地特例（特例割合6分の1又は3分の1）を継続</li> <li>・住宅用地の据置特例 平成25年度までの経過措置（負担水準90%以上の住宅用地に適用）を講じた上で平成26年度に廃止する。</li> <li>・下水道法に定める公共下水道使用者が設置する除害施設に係る課税標準の特例措置 下水道除害施設について、課税標準をその価格の4分の3の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。</li> <li>・特定都市河川浸水被害対策法に定める一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置 雨水貯留浸透施設について、課税標準をその価格の3分の2の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。</li> </ul>
25. 3. 30	都市計画税 固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の負担調整措置を3年延長</li> <li>・住宅用地特例（特例割合3分の1又は3分の2）を継続</li> <li>・住宅用地の据置特例 平成25年度までの経過措置を講じた上で平成26年度に廃止する。</li> <li>・都市再生特別措置法に定める管理協定の対象となった協定倉庫に係る課税標準の特例措置を新設 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された協定倉庫について、協定締結後5年度間は課税標準をその価格の3分の2の額とする。</li> </ul>
25. 6. 26	市民税 賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する制度を、平成29年12月31日までの入居に4年間延長する。 なお、居住年が平成26年4月から平成29年12月までの間である場合、控除限度額は課税総所得金額の100分の4.2（81,900円を超えるときは81,900円）とする。</li> <li>・延滞金の割合等の特例（平成26年1月1日から） (1) 延滞金 ①年14.6%の割合 → 特例基準割合+7.3% ②年7.3%の割合 → 特例基準割合+1% ③法人市民税の納期限延長に係る特例 → 特例基準割合 ※ 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項により</li> </ul>

年月日	科目	改正内容
25. 9. 25	市民税	<p>財務大臣が告示した割合に1%を加えた割合をいう。</p> <p>(2) 還付加算金 年7.3%の割合 → 特例基準割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金特徴の仮特別徴収税額等を見直し（平成28年10月1日から） 公的年金の支払をする際に徴収する個人市民税の仮特別徴収税額を、公的年金に係る前年度分の個人市民税の2分の1に相当する額とする。</li> <li>上場株式等の配当所得等に係る特例（平成29年1月1日から） 上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加する。</li> <li>株式等の譲渡所得等の分離課税を改組（平成29年1月1日から） 株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税に改組する。</li> <li>条約適用配当等に係る特例 条約適用配当等の対象に特定公社債等の利子等を追加する。</li> </ul>
26. 3. 31	市民税 固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の課税の特例 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成30年度まで延長する。 優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成29年度まで延長する。</li> <li>新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成27年度まで2年延長</li> <li>耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設</li> </ul>
26. 6. 24	市民税 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人市民税の法人税割の引下げ 法人税割 100分の12.1（平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用）</li> <li>税率の引上げ（平成27年4月1日から適用。ただし、3輪以上の軽自動車にあっては同日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから新税率を適用） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 50cc以下 2,000円</li> <li>② 90cc以下 2,000円</li> <li>③ 125cc以下 2,400円</li> <li>④ 3輪以上 3,700円</li> </ul> </li> <li>(2) 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2輪 3,600円</li> <li>② 3輪 3,900円</li> <li>③ 4輪以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円</li> <li>貨物用 営業用 3,800円 自家用 5,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



年月日	科目	改正内容
27. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>④専ら雪上を走行するもの 3,000円</li> <li>(3)小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>①農耕作業用 2,400円</li> <li>②その他 5,900円</li> </ul> </li> <li>(4)2輪の小型自動車 6,000円</li> <li>・税率の特例(経年車重課)(平成28年4月1日から適用) <ul style="list-style-type: none"> <li>3輪以上の軽自動車について、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度から重課する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3輪 4,600円</li> <li>② 4輪以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用 営業用 8,200円</li> <li>自家用 12,900円</li> <li>貨物用 営業用 4,500円</li> <li>自家用 6,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・個人市民税における寄附金税額控除の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対する寄附(ふるさと納税)に係る特例控除額の上限を、所得割額の2割に引上げ(平成28年分の個人市民税から適用)</li> </ul> </li> <li>・申告手続きの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告が不要な給与所得者等について、寄附(ふるさと納税)先の地方公共団体へ寄附する際に申請することで、寄附先が5団体以内の場合に限り、確定申告をせずに寄附金控除が受けられる申告手続きの簡素化特例を適用する(平成27年4月1日以後に支出する寄附から適用)。</li> </ul> </li> <li>・個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の期間延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する制度(住宅ローン減税)を平成31年6月30日までの入居に1年半延長する。</li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に係る負担調整措置を平成29年度まで3年延長</li> <li>・地域決定型地方税制特例(わがまち特例)による課税標準特例を延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準について、当初5年分を3分の2に軽減して平成29年3月31日まで延長する。</li> </ul> </li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン化特例(軽課)の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等(三輪以上)について、その燃費性能に応じて税率を軽減する(平成28年分の軽自動車税について適用)。</li> </ul> </li> <li>・二輪車の税率の引上げを延期 <ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車等の二輪車の税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。</li> </ul> </li> </ul>
27. 4. 1	組織の変更	・税務課内に収納対策室を新設
27. 6. 25	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧3級品の製造たばこの特例税率を廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>特例税率を廃止し平成28年4月1日から平成31年4月1日まで</li> </ul> </li> </ul>

年月日	科目	改正内容
	賦課徴収	<p>の間で段階的に税率を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請による換価の猶予制度を創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収猶予及び換価猶予の手続きを地域事情に応じて見直し納税者の負担軽減を図り、早期に的確な納税履行を確保するため次の規定を条例に定める(平成28年4月1日から適用)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>徴収の猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法</li> <li>申請による換価の猶予に係る申請期限</li> <li>徴収の猶予及び申請による換価の猶予申請書の記載事項や書類等を訂正する場合の提出期限</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>
28. 3. 31	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成29年度まで2年延長</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン化特例(軽課)を平成29年3月31日まで1年延長</li> <li>減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長</li> </ul>
28. 12. 15	市民税・固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長(平成29年4月1日から適用)</li> </ul>
	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費控除に特定一般用医薬品(スイッチOTC薬)等購入に係る特例を創設(平成30年1月1日から適用)</li> <li>個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動(NPO)法人を別表に指定</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン化特例(軽課)の適用期限を1年間延長(平成29年4月1日から適用)</li> </ul>
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>修正申告又は税額を増加させる更正があった場合に、その延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。</li> </ul> </li> </ul>
29. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の課税に係る特例の延長 <ol style="list-style-type: none"> <li>肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成33年度まで延長する。</li> <li>優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成32年度まで延長する。</li> </ol> </li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に係る軽減措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の納付期限の延長・徴収の猶予・減免等の個別措置に加えて、被災地の復旧・復興に遅延なく手当てできるよう税制上の負担軽減措置を条例に定める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>被災代替家屋・償却資産に係る特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の適用区域内で、震災等により滅失・損壊した家屋や償却資産に代わるものとして市長が認める家屋や償却資産を取得した場合について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初4年間に限り、その価格の2分の1に軽減する。</li> </ul> </li> <li>被災住宅用地特例の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災市街地復興推進地域において、被災住宅用地(震災等により滅失・損壊した住宅の敷地)が賦課期日に住宅の再建がされていない場合、住宅用地特例が適用されるよう、発生後の2ヶ年分は住宅用地特例をみなし適用する期間を4ヶ年分に拡充する。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>

年月日	科目	改正内容
29. 9. 29	軽自動車税 市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 地域事情に応じた課税標準の軽減割合を条例に定める。 (1) 保育の受け皿整備の促進のための税制措置の拡充 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1に軽減する。 (2) 待機児童解消に向けた課題である保育の受け皿整備の促進のための税制措置の創設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども子育て支援法に基づく補助を受けた事業者が保育施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合、施設の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初5年分に限り2分の1に軽減する。</li> <li>・グリーン化特例（軽課）の適用期限を平成31年3月31日取得分まで2年間延長</li> <li>・法人市民税の法人税割を引下げ 法人税割 100分の8.4（平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用）</li> <li>・個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除を期間延長 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人市民税から控除する制度（住宅ローン減税）を平成33年12月までの2年半延長する。</li> </ul>
30. 3. 31	都市計画税 軽自動車税 固定資産税・都市計画税 賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率を100分の0.3に引上げ（平成30年1月1日から適用）</li> <li>・現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更し「環境性能割」を創設 環境性能割の税率は、新車中古車を問わず燃費基準値達成度に応じて決定し、非課税・1%・2%の3段階とし、当分の間、北海道に賦課徴収を委任し、税収の一定割合が交付される（平成31年10月1日から適用）。</li> <li>・土地に係る負担調整措置を平成32年度まで3年延長</li> <li>・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準について、当初5年分を3分の2に軽減する特例の適用期限を平成31年3月31日までとする。</li> <li>・法人市民税に係る延滞金の見直し 納期限を延長した場合の法人市民税の延滞金に関して、申告後に減額更正がされ、その後、増額更正があった場合においては、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分について、その納付がされていた期間を控除して計算する特例を定める。</li> </ul>
30. 6. 28	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の非課税限度額の引上げ 障がい者・未成年者・寡婦（寡夫）に対する非課税措置の所得</li> </ul>

年月日	科目	改正内容
		要件を135万円以下(現行125万円以下)に引上げ(平成33年1月1日から適用)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し 公的年金等の所得以外に所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合、住民税申告書の提出を不要とする(平成31年1月1日から適用)。</li> <li>個人市民税の基礎控除額に所得要件を創設 基礎控除額に所得要件を設け、高額所得者に対しては控除額が逡減・消失する仕組み(所得金額が2,400万円を超えるような、特に高額の所得者に限り、段階的に基礎控除額を43万円から逡減し、2,500万円超えからは適用しない)を導入する(平成33年1月1日から適用)。</li> <li>個人市民税の調整控除額に所得要件を創設 給与所得と年金所得の両方を有する場合、負担が変わらないような措置とし、片方に係る控除のみが減額される。</li> <li>大法人の法人市民税に係る申告提出を電子申告に義務化 資本金1億円を超える法人に対して、eLTAXによる電子申告を義務化する(平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこ(旧3級品以外)の税率を3段階で引上げ (1)平成30年10月1日から1,000本につき5,692円とする。 (2)平成32年10月1日から1,000本につき6,122円とする。 (3)平成33年10月1日から1,000本につき6,552円とする。</li> <li>加熱式たばこの課税方式の見直し 喫煙用製造たばこに新たに「加熱式たばこ」の区分を新設し、課税の仕組みは「重量」と「価格」を紙巻きたばこに本数換算する方式に変え、平成30年10月1日から5年間で段階的に引上げる。</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産に係る固定資産税の負担軽減措置を新設 生産性向上特別措置法に基づき、生産性向上に向けた地域の中小企業による設備投資を促進することを目的に、固定資産税の課税標準を当初の3年分について、零(ゼロ)に軽減する特例を条例に定める。</li> </ul>
30. 9. 26	都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地に係る都市計画税の課税標準の特例を追加 空き地や空き家の利用を促し、街の賑わいを創出することを目的に改正された都市再生特別措置法の規定による法人が立地誘導促進施設協定制度に基づき、土地を所有又は無償で借り受けて管理する場合、その土地及び償却資産について、都市計画税の課税標準を当初3年分に限り3分の2に軽減する特例を平成32年3月31日まで実施する。</li> </ul>
31. 3. 29	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充 消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合について、控除期間を3年間延長する。</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年した軽自動車の重課に係る特例措置を平成31年度限りとする。</li> </ul>

年月日	科目	改正内容
R元. 5. 17	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の寄附金税額控除の見直し            いわゆる「ふるさと納税」の対象となる寄附金を特例控除対象寄附金*と定める(令和元年6月1日から適用)。            *特例控除対象寄附金～総務大臣が指定する都道府県又は市区町村に対する次の基準に適合する寄附金            (1)寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること。            (2)返礼品を送付する場合は地場産品とし、かつ、その返礼割合を3割以下とすること。</li> </ul>
元. 7. 4	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の非課税対象者に単身児童扶養者を追加            児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻していない者、又は配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を非課税の対象に加える(令和3年1月1日から適用)。</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能割の臨時的軽減措置            令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減する(令和元年10月1日から適用)。</li> <li>種別割の軽課の特例措置の延長            種別割のグリーン化特例(軽課)に係る特例措置を令和3年度まで2年間延長する(令和元年10月1日から適用)。</li> <li>種別割の軽課の見直し            令和4年度及び令和5年度の種別割のグリーン化特例(軽課)の適用対象を電気自動車等に限定する(令和3年4月1日から適用)。</li> </ul>
2. 3. 31	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大            調査を尽くしても所有者が不明の場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税及び都市計画税を課することができることとする(令和2年4月1日から適用)。</li> <li>現に所有している者の申告の制度化            登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現所有者(相続人等)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする(令和2年4月1日から適用)。</li> </ul>
2. 6. 29	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚のひとり親に対する税制上の措置            婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、寡婦(夫)控除(控除額30万円)を適用する。            寡婦についても、寡夫と同じ所得制限(前年所得金額500万円)を設定する(令和3年1月1日から適用)。</li> <li>非課税措置対象者の見直し            未婚のひとり親を児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定せず、非課税措置の対象とする(令和3年1月1日から適用)。</li> <li>寄附金税額控除の特例措置            新型コロナウイルス感染症対策による国の自粛要請等により中</li> </ul>

年月日	科 目	改 正 内 容
	固定資産税・都市計画税	<p>止されたイベント等の払戻請求権を放棄した場合、市が指定するものを寄附金控除の対象とする(令和3年1月1日から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化 新型コロナウイルスの影響による住宅建設の遅延等によって入居が遅れた場合でも、期限内入居と同様の税額控除を適用できることとする(令和3年1月1日から適用)。</li> <li>中小企業等に係る固定資産税・都市計画税の減免措置 新型コロナウイルス感染症の影響によって、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、事業用家屋と償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税を2分の1又は零(ゼロ)に軽減する。</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産に係る固定資産税の負担軽減措置の拡充・延長 生産性革命の実現に向けて中小企業等が新たに投資した設備の償却資産に係る固定資産税を免除する特例措置の適用対象に「事業用家屋及び構築物」を加え、その適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能割の臨時的軽減措置の延長 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の環境性能割の税率を1%軽減する措置を令和3年3月31日までの半年間延長する。</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し 1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこ1本の課税標準を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。ただし、経過措置として令和3年9月30日までは、0.7g未満の葉巻たばこに限り、紙巻きたばこ0.7本に換算する(令和2年10月1日から適用)。</li> </ul>
	入湯税	<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯税の税率の特例を規定 大滝区の観光振興を推進する事業財源とするため、令和2年10月1日から令和12年3月31日までの間は、一般入湯客の宿泊(1泊)に係る税率を300円に引き上げる。ただし、1泊の宿泊料金が6,000円を超え、かつ、総客室数が20室を超える施設以外の施設の一般入湯客の宿泊に係る税率は従前どおり150円に据え置く。</li> </ul>
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収猶予の特例制度 新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年2月以降の1ヶ月間の事業等の収入が前年同期比で20%以上減少した納税者を対象として、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予する。ただし、令和2年2月1日から同3年2月1日迄に納期限が到来する市税を対象とする。</li> </ul>
3. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の特例延長 所得税の住宅借入金等特別控除期間を13年間とする特例の延長等に伴い、当該適用者について、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除する。</li> </ul>

年月日	科目	改正内容
3. 9. 28	固定資産税・都市計画税  軽自動車税  市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に係る負担調整措置                宅地等及び農地の負担調整措置を令和5年度まで3年延長する。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置として、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く。</li> <li>・環境性能割の税率区分の見直し                軽減対象車の割合を新たな燃費基準の下で税率区分を見直す。</li> <li>・環境性能割の臨時的軽減の延長                税率を1%軽減する臨時的軽減の適用期限を9ヶ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</li> <li>・グリーン化特例(軽課)の見直し                電気自動車等に重点化等を行った上で2年間延長する。</li> <li>・個人市民税の非課税限度額等に係る国外居住親族の取扱いの見直し                均等割・所得割の非課税限度額及び均等割の税率軽減について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則対象外とする(令和6年1月1日から適用)。</li> <li>・特定公益増進法人等の寄附金控除の見直し                寄附金控除及び所得税額の特別控除の対象となる寄附金から出資業務に充てることが明らかな寄附金を除外する(令和4年1月1日から適用)。</li> <li>・セルフメディケーション税制の見直し                特定一般用医薬品(スイッチOTC薬)等購入に係る医療費控除(セルフメディケーション税制)の特例対象の医薬品を見直した上で、適用期限を5年間延長する(令和4年1月1日から適用)。</li> </ul>

---

令和3年度

市税概要

令和3年12月発行

編集 伊達市企画財政部税務課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

電話 (0142)82-3146

---